

(6)下塚・神主惣大夫 (画)下塚・小山大明神社(ただし、室町末期には神職をつとむ。江戸初期に別当蓮華寺と交替)

(7)切浜・神主宮崎家 (二)切浜・三宝荒神社(ただし、明治初期から鍵預りとなる)

(8)浜須井・社人福井家 (三)奥須井・祇園牛頭天王社(ただし、龍海寺が別当的立場、明治元年鍵預りとなる)

以上であるが、竹野町には、八人の旧神主家があった。旧神主家の場合、多くは自分の住んでいる地区だけの神主役をつとめるものが多い。竹野浜の大浜家も、四社の神主役をつとめていたが、すべて同浜地区だけであった。ただ、御又の神子山森家は、すこし守備範囲が広がった。また女性宗教者が神主役として存在していたことは注目される。

これらの多くは、明治元年(一八六八)の段階で多く、同権利を放棄させられている。(二)宮崎家・(三)福井家の場合は、鍵預りとなり、氏子の側に廻るが、同社に対する権限は握っている。(三)色来神社も同様だったと考えられる。

同六年(一八七三)に大改革が実行され、旧神主家の中でも、新神主の資格を得た大浜家が、竹野浜、中竹野地区の全神社をその傘下に収めた。しかし、神子山森家などは、同五年(一八七二)までは、明らかに神主役をつとめている。別当寺の中でも同四年(一八七二)までは権利を持っていた荊木亀一のような例もある。

奥竹野地区は、(七)大川神社のように、大正十五年(一九二六)までは神子山森家に代わり、香住町余部の神主笹尾家が権限を持っていた例もあり、奥竹野地区は一段と遅れ、昭和の初期ごろに、大浜家の傘下に入ったと思われる。しかし、同地区(三)三原・産霊神社、三椒村地区の(三)檜椒神社は現在でも豊岡市小田井神社神主(現

在は稲垣氏)が神職をつとめている。

## 第二節 医療と災害

### (1) 医療と衛生

#### 種痘

天然痘は種痘以外に防ぎようがなかった。明治三年(一八七〇)四月、政府はへき地に至るまで種痘を行なうよう藩県に命じた。

しかし種痘を奨励しても、施術する医師が不足したり、未熟者があつたりしたらしい。次の文書は明治五年(一八七二)に出されたもので、そのへんの様子がうかがえる(一様・富森)。

此ノ比、天然痘流行セシ所、種痘相済ミ候者、其ノ内右流行ニ懼ルモノ有之ヨリ、ヤヤ疑惑ヲ生ジ、種痘無レ詮事ト心得違之輩有レ之趣、右ハ未熟ノ医生或ハ野師共ニ猥ニ種痘ヲ受ケ、其儘ニ打過候ハ、患者相醸シ候義ニ付、昨年文部省ヨリ厳ニ布告モ有レ之種痘免状無レ之者、漫ニ施行不ニ相成一候。

種痘免状ノ儀ハ、文部省ニテ請ク可キ筈ノ所、遠隔地容易ナラザル儀ニ付、爾後種痘施行致シ度キ医生ハ、里正市長ノ内附添へ、其ノ旨当県医局ニ於テ種痘術検査ノ上、習熟ノモノへハ仮免状相渡ス可キ事。

壬申四月(注、明治五年(一八七二))

それでも種痘の効力を疑う者が絶えなかつたという。「明治八歳亥一月 御用留富森氏」には、次の記録がある。

#### 天然痘防除



写188 種痘名簿 (椒・富森一雄蔵)

天然痘ノ害毒ヲ防グ法種々アリト雖モ、種痘ヲ第一ノ良法トス。  
 種痘医ノナキ土地ハ、速ニ豊岡病院或ハ第三大区峯山ナドノ病院  
 へ願出スベシ、若シ無稽ノ陋説ヲ信用シ、種痘ヲ拒ムモノアルニ  
 於テハ、詮議ノ上、相当ノ処分ニ及ブ、其旨心得ベキ事。

明治八年一月廿三日

豊岡県知事 田中光儀

戸長

種痘に必要な経費はどうであろうか、町村制が施行された明治二十  
 二年度を調べてみよう。奥竹野村では種痘費九円、これは春季種痘人  
 員一八〇人、一人に付き五銭の割。諸費一円五〇銭、これは痘苗代  
 及び実施の節席料その他雑費。中竹野村では種痘費八円、種痘術医  
 謝礼年額。雑費三円、種痘術に付き最寄出張所席料一カ所一回三〇  
 銭、その他小使給など実費。竹野村では医員謝礼一二円、これは種痘術に付き医師謝労費一カ年分。諸費二  
 円、これは種痘施行の際、席料及び小使その他の諸費の積算であつた。

竹野村の種痘実施状況を表50に掲げた。

三椒村役場から部落惣代に告示が出た。西氣に天然痘患者が発生し死亡したので注意をせよ、というもので  
 ある (椒・富森一雄蔵)。

告示

西気村内山宮 番地

平民 岡本 某

長男 某

明治六年四月十九日生

三月廿七日比こゑ発病 天然痘

右之者、大阪市ニ出稼滞在中発病、実家ニ

行キ死亡ノ由、通知有之条、此ノ旨告示候也、

追テ昨日死亡、直ニ火葬ノ趣ニ付、

一層注意スベシ。

廿六年四月八日

三椒村役場

中村惣代 新免松茂殿

清潔法実施

伝染病予防のため、清潔法は前々から実施され、各村とも毎年その結果を議会に報告してきた。明治二十五年（一八九二）

九二）三椒村は清潔法実施方法の通牒を出し、それには村長の告諭までつけた。四月一日から三十日までの間に執行すること、家屋の内外・水路

表50 竹野村の種痘状況

明治年	28年	30年	32年		34年	36年	38年	40年	42年	44年
月日	6/5	3/31	5/9	11/17	11/19	11/25	11/22	11/8	5/1	11/8
区分	春季	臨時春季	春	秋	秋季	秋季	秋季	秋季	春季	秋季
人員	98	1,514	89	45	139	117	140	118	140	120

(竹野村「事務報告書」より作成)

年	資料	
	兵庫	兵庫
明治一八年	堤防 道路 田流失 田浸水 損害	城崎郡役所 事績録 一一三〇間 三二四間 三五町 一九五町 二二千元
二三年	九月二〇日 堤防 道路 橋流失 田流失 田浸水 山崩 米減取	奥竹野村 勢調査書 六四三m 九六五m 四五 四三町 四五町 一三町 五五五石
二四年	竹野部落 家流失 家浸水	竹野村自治制 発布五十周年 回顧録 二戸 三〇戸
	一〇月六日 家浸水 田浸水 荒地	竹野村 事務報告書 六二戸 八町 二町
		中竹野村 議会議事録
		その他

表51 明治年間の水害

明治の風水害 手もとの資料によって水害の記録をまとめると、表51のとおりである。

(2) 水害と火災  
 など不潔な場所を入念に実施すること、<sup>ちやうぼう</sup>厨房・床下・畳下など入念のこと、執行督励中組長の説得に応じない者は巡查に申告すること、前年伝染病発生した各戸は床下に生石灰を散布すること、同時に墓地の清潔掃除を執行すること、執行検査済の家には検査済証を貼ること、などがおもな内容であった。

第一章 竹野の明治前期

二七年	二九年	三二年	三七年	二六年	二七年
				一〇月一四日 家流失 一〇戸 堤防一五、二五二間 道路五、二三六間 橋 一二八 田流失 五町 田浸水 六四町 損害 五二千元	死者 七人 家浸水 一二二戸 堤防六、四〇一間 道路四、六四六間 田流失 三七町 田浸水 九八町 損害 四九千元
九月一七日 堤防 五四〇m 道路 五八九m 橋流失 二二三	七月二三日 堤防 六七六m 道路 四二四m 橋流失 四八 田流失 四六町 田浸水 五三町 山崩 一六町 米澱取一、三六一石			死者 七人 牛 二頭 家流失 七戸 土蔵 一棟 被害甚大 道路 〃 堤防 〃 耕地 〃	八月二八日 家浸水 五二戸 家流失 一〇戸 堤防五、〇一〇間 道路二、二三五間 橋 二三 田浸水 五二町 荒地 二〇町 山崩 二七町
				八月三〇～三二日 地方税補助金 特別歩合請願ノ件 堤防急破修繕 工事稟請一件	
				「万代記録」 旧七月一五、一七日 旧九月五、六日 家倒壊 九戸 死者 七人 牛 五頭 家流失 五戸	
				「万代記録」 旧七月一七日洪水 「昭和史」(毎日新聞社) 八月二八日関西 地方暴風雨各地 大被害者用死者三四〇人	

四〇年	家浸水 三戸 堤防 四七間 道路 四六間 田浸水 一一町 損害 一千円	田流失 五町 米減収 一、三六一石	信馬橋本二學立高小學校 八月二二、二六日 円山川増水二三尺 『昭和史』(毎日新聞社) 八月三三近畿地方の豪雨で 由貴川はんらん、死者八人 全壊家屋一、九四八戸
-----	---	----------------------	---

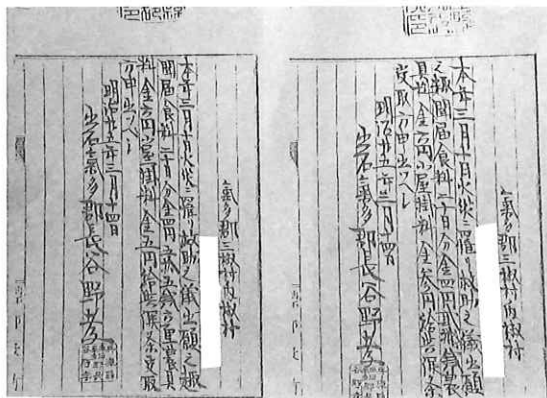
右の表の中でひときわ目をひくのは、明治二十六年（一八九三）の災害である。「死者七人」とか「家流失一〇戸」とかは、ほかにはみえない。この同年水害のために、どれほど税金を負担したのであるか。中竹野村の例をみると、堤防修繕費一万三四円四八銭九厘に対して、補助金は七分五厘の七五二五円八六銭七厘、村税は地租割一八七円四六銭、戸数割二三九二円六九銭七厘、夫役は九二八円四六銭五厘である。さらに後日追加予算一二二四円、このうち村税は四七円を負担した。つまり村民の税負担は合わせて一六二七円であった。同年度中竹野村の決算書では、經常費一五八九円、臨時費一一七円、総計一七〇六円であったから、被害の大きさが推測できる。

続発する 明治期の火災を表52にまとめた。火災罹災者は郡役所から救助を受けていた。同十八年（一八八五）二月二十四日浜須井の火災では、親戚連署で城崎美含郡長久保田周輔宛給与願を出し、郡長からの通達で小屋掛料五円、農具料五円一四銭五厘、食料十日分五八銭五厘の給与を受けた。必要農具として、大鍬一挺（代金九〇銭）、鍬二挺（一円）、篩二個（四〇銭）、鎌四挺が支給された。

同二十五年（一八九二）中村の火災の場合は、出石気多郡長から次のような通達が出された。

本年三月十日、火災ニ罹リ、救助ノ儀出願ノ趣聞届ケ、  
 小屋掛料金五円給与候条、受取方申出ツベシ。  
 明治二十五年三月十四日

通達  
 気多郡三椒村ノ内椒村



写189 火災給与通知書 (椒・富森一雄蔵)

表52 明治期の火災

年月日	地区	被害状況
明治7 ?	中 村	11戸焼失
13. 6. 30	切 浜	三柱神社焼失
14. 7. 12	切 浜	1戸焼失
18. 2. 24	浜 須 井	8～9戸焼失
24. 10. ?	河 内	10戸焼失 (25戸中)
24. 12. 16	切 浜	29戸焼失 (55戸中)
25. 3. 10	中 村	8戸焼失
33. 3. 17	二 連 原	9戸焼失 (12戸中)
35 ?	三 原	20戸焼失 (薬師堂を含む)
36. 9. 15	門 谷	4戸焼失 (18戸中)
38. 7. 11	大 森	奥竹野第二尋常小学校焼失
39. 4. 22	竹 野	興長寺本堂焼失
40. 10. ?	小 城	4戸焼失 (28戸中)
43. 5. 8	川 南 谷	16戸焼失 (18戸中)

(『竹野村・中竹野村・奥竹野村事務報告書』より作成)

出石気多郡長 谷野 孝

兵庫県  
 出石郡  
 気多郡長  
 谷野 孝



(3) 生活と規則

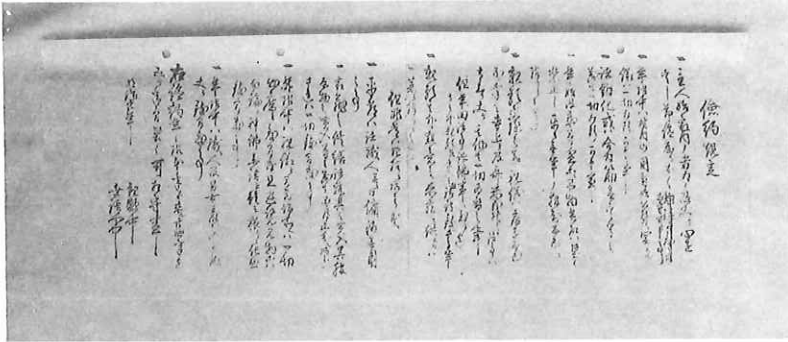
郡中儉約書

明治二年（一八六九）九月、大惣代・太田垣四郎左衛門の名で郡中儉約書が出された。富森五郎左衛門の御用留式番から次の条項を引用する。

- 一、家主タリトモ心得違致シ信義ヲ取乱シ之レ有レバ、見聞次第御上様へ達シ、嚴重御沙汰之有ルベキ事。
  - 一、年々若者大勢集マリ、金錢ヲ費シ遊興ナス事、向後停止ノ事。
  - 一、男子改名致ス節、若連中へ仲間入りトシテ酒肴さかな身分不相応ニ進物致ス儀、以後廃止ノ事。
  - 一、婿取嫁入等ノ節、若者共一同立会フ儀古来ヨリノ仕来リモ、以後廃止致ス事。
  - 一、祭礼ノ節、若者共芝居相企ルハ、良民ノ身分ヲ取失フ、以後正道ニ立帰リ芝居狂言停止ノ事。
- 殊ニ百姓体ていノ子供、芝居・三味線或ハ浄瑠璃ニ心掛ケ、農業不出精誠ニ以テ不埒ちやう、以後相心得ル事（後略）。

役所からの通達のほか、村々では自分たちで生活規制をした。次のは、宇日の「村内規則記」である。

- 一、火ノ要心第一ノ事
- 一、博奕ばくえき堅ク止置ク事
- 一、家ノ物盗ムハ罰金二円
- 一、舟小屋ノ舟道具盗ムハ罰金二円
- 一、稲木ノ物ヲ盗ムハ罰金一円
- 一、野荒シ致ス者罰金五十銭



写190 儉約規定 (森・細田昌蔵)

- 一、アメ売来り買取ル人ハ罰金トシテ酒一升
- 一、拾ヒ物ヲシ隠シ置キ、後日判明セバ品ニ応ジ罰金。

右ノ条々、村納得ノ上規則書仕候ニ付キ、毎年正月十六日集会初メ

ニ読渡シ申スベキ事。

明治十年旧正月十六日

一 小区宇日村儀員中

次のは、明治二十年（一八八七）に出された、轟地区・細田昌家所蔵の儉約規定である。

儉約規定

- 一、主人始メ家内ノ者、力ノ及ブ丈<sup>だ</sup>ケ心ヲ尽シ、節儉怠リナク相守申スベキ事。
- 一、年限中ハ村内ノ用務始メ公務ニ関スル儀ハ、一切相断リ申スベキ事。
- 一、諸勸化或ハ合力<sup>ごうりき</sup>筋、無尽講ノ義ハ一切相断リ申スベキ事。
- 一、年始及ビ歳暮・盆等ニ品物配リハ堅ク禁止シ申スベキ事。

(中略)

右、銘約年限本年ヨリ来ル廿四年迄五ヶ年間堅ク相守ルベキ事。

明治廿年

親類中

世話人中

惣代取扱法

小城村の村取扱法<sup>マツ</sup>方書は、明治二十年（二八八七）のもので、「惣代所預<sup>マツ</sup>ケ置」と書かれ、惣代の処理方法と村びとの生活規制をもちこんでいる。

明治式十年二月

小城<sup>マツ</sup>村

村取扱法方書

明治式十年度春

第壹条 惣代所ヨリ集会ヲ村中ニ触レ、額村各員心算ヲ以テ、肝煎<sup>カマヒ</sup>ニ催促シ、且ツ金壹錢ヲ肝煎へ渡シ、

且肝煎受取り村集会ノ場処渡スノ事確定ス。

第貳条 戸長役場ヨリ切符振出ノ如キハ、惣代ノ見込ヲ以テ、惣代外式人ニテ賦課徴集、且ツ村費賦課ス

ルモ、右同断ノ事ニ決ス。

第参条 新諸帳簿ヲ製シ、及ビ反別取調集算ニ係スル節ハ、惣代ノ見込ヲ以テ、村員雇入レ、此ノ日当壹

日分金拾三錢トス是ニ決ス。

第四条 戸長役場、惣代諸税納其ノ他何要スル義ハ、無<sup>ニ</sup>日当<sup>ニ</sup>、然ルハ戸長役場へ集会出願ノ節ハ、日

当壹日分金拾五錢ナルヲ決ス。

(中略)

第十一条 田ゴヤシ、草切等ハ、旧五月中十日前日刈事、大田植ノ義ハ五月中五日前ヨリは<sup>正</sup>やからず、是ニ確定ス。

附ケタリ、民林ノ如キハ第十条掲ゲタル刈草ノ義、民林ハ草切迄ハ、他ノ民林ヨリ牛ノ草タリトモ刈取ル義ハ、決シテ相ナラズ、田ノ草切ノ後ハ、民林ヲトハズ、タガイニ勝手ニ刈取ベシ、然リト雖モ、耕作大切ニ守リ、刈トル事ヲ要スルニ決ス。

### 第三節 学制発布

#### (1) 学校教育への胎動

江戸末期各地には、藩・郷学や私塾・寺子屋などの公私の教育機関が存在し、藩学は藩士教育を、郷学以下は一般庶民の教育機関として実学をほどこしたものである。

竹野地区には郷学が設けられていた。「明治三年十二月五日出石藩庁ヨリ授業師鈴木直砥・清水一正ノ二氏ヲ竹野村ニ送り、興長寺ノ一部ヲ教場トナシ、鈴木氏ハ主トシテ習字科、清水氏ハ読書ヲ授ケ、七、八十名ノ児童ヲ教育セリ、之ヲ学校教育ノ濫觴トス」(『竹野小学校沿革誌』)

これは藩知事仙石利久の創案によるもので、出石藩直轄の下に出石町に私学校を開き、次の五か所に設置したものの一つである。

久畑村光蓮寺・江原村立光寺・口大屋村福王寺・竹野村興長寺・安良村善光寺

右に関し、興長寺文書には「明治三年霜月二十九日、出石藩ヨリ竹野村興長寺右郷校ニ相用候事、当村役ヨ

り申来也、極月五日小学校開発、子供八人来ル、当年八十日切也来年正月廿八日ヨリ開発ナリ」と記され、ついで翌四年（一八七二）興長寺末寺の無住西光院をもつて教場とし、「七、八十名ノ児童ノ」教育にあたったのである。

奥竹野地区の様子は「学制発布以前ニアッテハ、未ダ学校ラシキ設ケアルナク（中略）、市場村岩崎路春氏中等以上ノ子弟ヲ自宅ニ集メ、読書算ヲ授ケ（中略）、上流社会ノ子弟ニ至リテハ、満願寺住職楽々北隠老師ノ博学高德ナリシヲ以テ、薰陶ヲ受ケタルモノ亦多カリキ」「学制発布ノ翌年満願寺内ニ幹校ヲ置カルルニ至リシハ（中略）、楽々氏ノ如キ博学者アリテ、教授者タラシムルニ便利ナリシモ、亦其一原因タラスンハアラス」  
〔大森小学  
校沿革誌〕であつた。

幹校とは、経済力に乏しく学制通りの小学校設置が困難な地区に対して、豊岡県が採つた暫定処置で、人口六〇〇人を基準とした小学区に設けた一支校を数校統轄する、美含郡全体の中心校であつた。

大森地区においては、学制発布の「翌年須ノ谷ニ私塾ヲ開キテ教授スルコトナレリ」とだけ記されている  
〔大森小学  
校沿革誌〕。

椒地区においては、「明治四、五年ノ頃ハ本村内ニ医師井上柳本アリ、兼テ漢学ノ達者ナリシヲ以テ、四書五経ノ素読ヲ授カルモノ多カリキ、降テ七、八年ノ頃ニ至リ、世上学校設置ノ状況アリシヲ以テ、河野猗猿ト謂フ漢学者ヲ聘シ、村内有志ノ子弟ヲ通ハシメ、即チ寺子屋的教授ヲ開キタリ（中略）、教科書ハ、いろは五十音、単語篇・単語図ノ如キ漢字的日用文字ヲ排列スルモノニシテ（中略）、四書五経ニ代リテ、世間ニ持テ囃サレシモノナリ（中略）、銅山・段村ハ、常ニ聯合教育ヲ施シ来リシモノノ如シ」  
〔椒小学校  
沿革誌〕として、い

れも、学校を設置する「萌芽ヲ胚胎スル核帯ノ根原」(同)である、とその意義を強調している。

郷校・幹校、また寺子屋に類似する各教育機関の発生とその内容が、いずれも日常生活に必要な「読み書き」が中心であり、それが庶民の要求に合致し、これらの普及が、次の学校教育制度への移行をたすけたことはいなめない。

## (2) 学制発布と小学校創設

「邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」との大抱負をもって、明治五年(一八七二)八月三日公布された学制は、我国近代教育の誕生を告げ、全国的な教育制度の確立をはかる一大宣言であった。

それは、全国を八大学区(翌年四月七大区に改訂)とし、一大区を三二中学区、一中学区を二一〇小学区に分割し、各区に大学校・中学校・小学校を一枚ずつ設ける計画であった。そして、職業・門地・性別を問わず、六歳になればすべて就学させるという教育の機会均等の門戸を開く画期的な政策であった。

兵庫県は、大阪京都を含む二府十県とともに第三大区に配され、当時の豊岡県但馬国(城崎・気多・朝来・二方・出石・養父・七美・美含の八郡)は二四番中学区に属した。

学制発布後、各地に寺院や民家を借りた小学校が発足するが、各区とも創設期の有様を伝える残存資料に乏しく、その詳細を明らかにでき得ない。わずかに『学校沿革誌』に頼るだけである。

(竹野地区) 明治五年(一八七二)十二月一日 前出郷校の西光院を仮校舎とし「学区ノ制ヲ立テ、小学ノ教科ヲ布キ、竹野小学校ト称シ、従来ノ面目ヲ改メ」  
「莊野新右衛門ヲ校長ニ、内山宗碩・古川一郎・田中三治」が教授に当たった。学務委員には久代勘次郎が任命されている。

表53 明治10年気多郡・美含郡（各一部）学区編成一覽表

郡	小学区	校名	所在地	学区	戸数	人口
気多郡	49番	三原学校	三原	三原	74	392
	50番	椒学校	中村	床瀬・中村・下村	134	699
美含郡	94番	大森学校	大森	川南谷・桑野本・大森・須野谷・門谷・河内	160	936
	95番	森本学校	森本	御又・森本・坊岡・神原・小城・二連原・段・銅山	211	1,125
	96番	轟学校	轟	林谷・下塚・大谷・金原・轟・鬼神谷・須谷・小丸・芦谷・和田	297	1,394
	97番	竹野学校	竹野	竹野・松本・羽入・阿金谷・草飼・切浜・浜須井・奥須井・宇日・田久日	726	3,538

(日高町・川見時造蔵)

学制發布年直ちに発足し、その先進ぶりを發揮し得たものは、郷校からの移行が容易であり、又回船業などの隆盛が学問の必要性を高くしたのと、設立の負担に耐える経済的余裕があったものと考えられる。

したがって「児童ノ増加ニ伴ヒ、西光院校舎狭隘ヲ告ゲ、龍海寺ヲモ仮教室ニ充ツ」の状況をみ、同八年（一八七五）「校舎ヲ新築」しているが「明治二十年以前ハ記録ナク従ツテ凡テ不明」である。

（中竹野地区）同七年（一八七四）十月十五日「蓮華寺ヲ仮用シテ轟小学校」を創立した。「教師ニハ、豊岡町住人相坂市兵衛ヲ招聘シテ『教授ヲ嘱託』している。

「明治九年六月二十四日、豊岡師範学校伝習生角田由蔵、始メテ当校訓導ニ任ジ」従来の寺子屋的形式を改め「学校ノ規模」を整えている。

次いで同十五年（一八八二）五月一日「轟村芝居堂ヲ借り、大ニ之ニ修繕ヲ加ヘ」時の県会・郡長・美含郡の紳士十数名が臨席し、轟小学校開校式を挙げている。

中竹野村のうち阿金谷・羽入・松本の三カ村は学制發布当時「羽入村金亀院ヲ仮校舎トシテ教育ヲ施シガ、数年ナラズシテ中絶シ」やがて草飼村を加えた四か村が「竹野村立小学校ニ教育ヲ委託スル事」（『松本尋常小學校沿革誌』）に



写191 森本校本校の創立  
 (『森本小学校沿革誌』)

は前出幹校の楽々北隠で月俸十円、保護人は富森市郎左衛門であった。

同九年(一八七六) 四月通学上の便宜を計って二連原村に「二連原支校」を設け、小城・二連原の二村と気多郡銅山・段の二か村を校区としたが、同十二年(一八七九)に小城・二連原を旧に復し、翌十三年(一八八〇)八月、下賜された神原山中神社境外に校舎を建築し、「岡崎小学校」と改称している。

(奥竹野地区 大森校区) 明治九年(一八七六)三月、「五年前ヨリノ寺子屋ヲ其筋ノ認可ヲ得テ」「須ノ谷学校」として開校している。須ノ谷中央の法谷口、谷口三次郎宅をそのまま利用したもので、敷地は一畝八歩、校舎は横三間縦六間の「甚々粗末ナル」ものであったため、同年十二月校舎を大森の堂屋敷に、教員住宅を付設した八間に五間の平屋を新築し、「大森学校」と改称した。

同十八年(一八八五)七月、河内・門谷間に「須ノ谷分教場(俗称浅野学校)」を設け、「縦五間半横三間半

している。しかし通学の不便は就学児童減少の恐れがあり「且ツ民度ヲ異ニスルヲ以テ、独立シテ学校ヲ設立スルノ念、常ニ保護者ノ頭腦ヲ離レズ」(同)の状態にあり、やっと松本に独立校舎を設けるのは同二十五年(一八九二)十月のことである。

(奥竹野地区 森本校区) 同八年(一八七五)三月、「森本村大野小左衛門ノ家屋ヲ借テ校ヲ茲ニ移シ、始メテ森本学校」として発足、管理者は久代勘助、教師



の茅葺校舎」を新築している。

(三椒地区) 同六年(一八七三) 五月「第三大区々長西山貞直の指定により、床瀬・中村・下村を同一通学区域として学校所在地を中村に、段・銅山・二連原・小城を同一通学区域として学校所在地を二連原に、三原を一学区域としてそれぞれを特殊な学校設置区」としたのである。

そして中村に河野猗猿、段村に相坂市兵衛、三原には土地の人加藤 匡をもって小学私塾を開かせたが、「し而シテ此寺子屋的教授所ヲ称シテ假小学校ト称シ」た。保護人として、椒仮小学校には、床瀬の安田新之助・中村の新免順右衛門、三原仮校舎には加悦大三郎・加悦恒三郎、二連原仮小学校には小城・二連原から各一人、段村から森田岡右衛門、銅山は谷口重治郎がその任に当たった。しかしこの仮小学校は「実ニ寺子屋ニモアラズ、学校ニモアラズ一種異様ノモノ」であった。

同九年(一八七六) 六月一日、床瀬・中村・下村を通学区域として、中村字の場の共有建物であった御堂を借り「椒小学校」を設置する。三原地区の設立状況は、同三十五年(一九〇二)の学校火災により一切不明であるが、同一村だからその創立は同時期とみるのが妥当であろう。

椒小学校は、同十七年(一八八四) 四月、気多郡囊智小学校(現・日高町立清滝小学校)に合併され「椒支校」として同二十年(一八八七) 三月まで続く。

### (3) 初期の小学校制度と就学

学制で示された小学校は、上等等と下等各四年に分かれ、学齢は満六歳から十四歳までの八カ年と定められていた。まず下等八級に入学し六カ月毎に定期試験を受け、順次合格して一級になり卒業試験に合格すると下等



写192 小学入門いろは図 (椒・乳原厚彦蔵)

小学全科卒業という制度であった。

明治十年（一八七七）の「兵庫県小学教則」の中の下等八級（二年前期）によりその学習内容をみてみよう。

下等小学校教則 第一年 第一期 第八級

- 一 読書 毎日一時四十分、五十音図、以呂波、濁音、次清音図  
ヲ以テ仮名ノ音及呼法ヲ教へ、単語図第一ヨリ第八マ  
デト、連語図第一ヨリ第十マデヲ教へ、兼テ単語ノ綴  
字ヲ授ク。
- 一 習字 毎日四十分、石盤ニテ仮名正体草  
体変体ノ字形ヲ教へ、次二習  
字本正本  
草本ヲ与ヘテ執筆、運筆ノ法ヲ教ユ。
- 一 算術 毎日一時、数字図及ビ算用数字図ヲ以テ数字ノ読方ト  
書法ヲ教へ、且物数ノ計へ方及ビ一千以下ノ記數位取

授業は、平日は午前九時から午後三時まで、土曜日は午前中である。これは、下等八級生より上等一級生までまったく同じであった。

各校区 学制は、計画としては極めて整ったものではあったが、全国に画一的に実施することはとうてい不可能であった。中竹野校区の状況は「(前略)時二小学校令ノ発布日尚浅ク、人民一二法

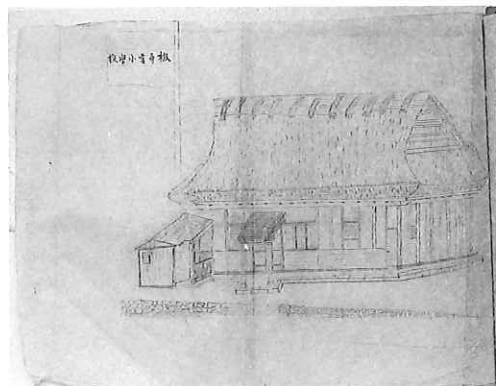
令ノ御旨趣知ルモノ少ナシ、其ノ漸ク文事ヲ解スルモノノ子弟僅カニ之レニ入学スルニ過ギズ。而シテ教授ノ法伝ハラズ、管理ノ道明ナラズ、書籍・器械・器具等一モ完備スルモノナク、教師被教者共ニ其ノ業ノ難キ幾何ゾヤ」(『中竹野小学校沿革誌』)と記され、また椒校区では「(前略)

法令ノ定ムル所ニヨリ、学校保護人新免五一郎・乳原五右衛門ノ二氏ヲ任選シ、訓導其人ヲ得テ村民俛首学ニ就ク、然リト雖、古来未曾有ノ事業ヲ起スヲ以テ、従来ノ弊習ヲ墨守シ、或ハ猜疑ヲ抱擁シ、頑愚ノ輩就学ノ良民ヲ冷笑シ、間々向学志望ヲ減殺スルコトナキニシモアラズ、又教授ノ書籍・器械ニ至リテモ、事創設ニ属シ、時ニ或ハ隔靴搔痒ノ憾ナキコト能ハズ」(『椒小学校沿革誌』)の状況にあった。

不 就 学  
就学・出席率も極めて悪かった。椒小学校創立時(明治九年)

の入学者は、男子七名女子四名計一名、二年目の入学者は男三名女一名計四名で、当時の地区戸数一三四・人口六九九名から推定して、あまりにも僅少に過ぎるといわざるを得ない。

当時の人々が就学をしぶったのは、教育の必要性を自覚しなかったためでもあるが、より大きな原因は貧困であった。実生活に役立つとも思えぬ小学校に、衣服・学用品を調達し、授業料を払ってまで通学させる余裕はなかったのである。創立二年目の明治九年(一八七六)、この間の事情を『森本小学校沿革誌』は次のように記している。「学区取締リハ、久代勘助ニシテ、宮本慧隆巡回訓導タリ、此時校規及釀金法等漸ク備ルト



写193 椒小学校(絵) (『椒小学校沿革誌』)

表54 中竹野第1校（中竹野小学校）就学・出席率表

	学年人員		就学人員		就学率			出席率	
	男	女	男	女	男	女	計	男	女
明20	84	92	55	17	66.5	18.5	40.9	31.7	5.8
22	93	103	56	16	60.2	15.5	36.7	28.5	7.7
25	129	150	72	21	55.8	14.0	33.3	37.2	8.9

〔『中竹野小学校沿革誌』〕

雖モ、只生徒ノ入学ヲ奨励スルト、醸金ノ延滞ヲ督促スルトノ二事、大ニ保護人ノ繁務ヲ極メ、其甚シキ至リテハ、諸給授与ノ延滞満一ケ年ニ亘ルコトアリシトゾ、以テ如何ニ学資徴集ノ困難ナリシカヲ知ルニ足ル」

また同校同二十一年度の就学督促などに関する記録は、五月四日から一月十日に至るまで計九回を数えるが、おもなものをあげると、

六月二十五日 学区内各村惣代ニ向ケ、其村学齡兒童ニシテ、猶予者ナラザルモノハ、必ず出校スベキ旨説諭方ヲ依頼ス。

十二月十五日 欠席生ノ父兄ヲ換懲ノ上、処置セラシタキ旨ヲ戸長ニ建議ス。

などである。

### 醸出金

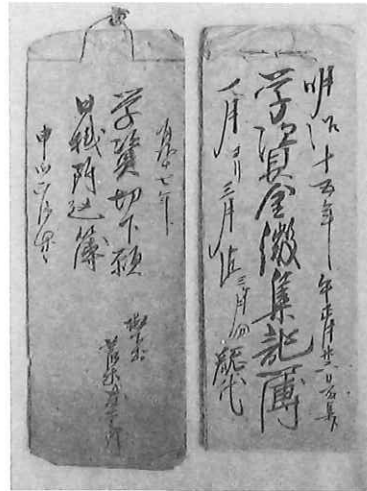
さてその学校への醸出金だが、どれほど地区校区民は負担したものであろうか。その詳細は不明であるが手掛りになるものがある。

一月から三月までの四三戸分を取り集めたもので、一戸一カ月分平均八錢を、戸別割（平等割）に三錢、残り五錢を地利掛（資産割）と等級掛（等級割）に二分したもので、最高一四錢、最低四錢一厘二毛、合計一カ月三円四四錢の三

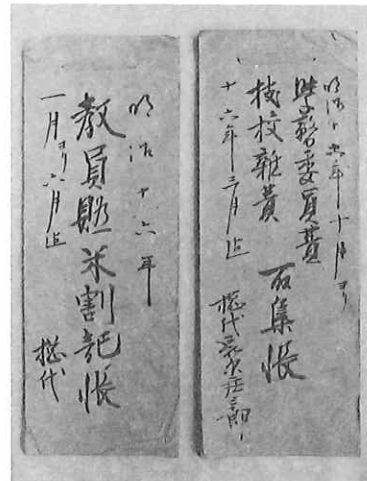
カ月分十円三二銭を、区総代より戸長へ納めたもので、年額四一円二八銭を納付したことになる。

他に『学務委員費・枝校雑費取集帳』があり、委員費并郡会議費七円九三銭八厘と支校雑費一二円九七銭一厘を、戸数・等級・生徒数割などで集めたものである。この合計二〇円九〇銭九厘が同十五年（一八八二）十月より同十六年（一八八三）三月までの半年分であるから、年額約四二円となり、先の学資金と合わせると一戸の負担は年額平均二円弱となる。当時の米価一俵一円二五銭からみると一・六俵分に相当し、時価にして約三万一千円は相当な負担であったと思われる。

加えて『教員賄米割』があった。教師への給米である。下村区の記録によると同十六年一月より六月までの半年分として玄米六斗三升六合を抛出している。これは年一戸平均約三升の割であり当時の米価からして九・三銭に相当する。当時の椒校の教員は訓導一名、補助員一名であった。



写194 学資金徴収記簿  
学資切下願日掛附込簿  
(下村区蔵)



写195 学務委員費・枝校雑費取集帳  
教員賄米割記帳  
(下村区蔵)

同十年（一八七七）の椒地区一三四戸で一校を維持する区民の負担の重さが思われ、醸出金の延滞、諸給与の遅滞も理解せざるを得ない。

### 授業料

学制は、学校費の大部分は民費によることとし、受益者負担の建前から原則として授業料を徴収することになっていた。椒校区下村の前出徴収記録によると、総戸数四三戸中一七戸から半年分として、最高四五銭、最低三銭、総計三円三八銭を集めている。各戸の児童数は不明だが一戸平均二〇銭で、一カ月分平均三・三銭である。

同二十二年（一八八九）の県公立学校の授業料の最高は一カ月七六銭四厘、最低二銭七厘平均は一八銭三厘であった。当時の米価一俵二円からみて、このような授業料を払える家庭は多くなかったと思われる。したがって「通貨ヲ以テ納ムルモノトス」と規定されながらも、土地の実状にあわせた弾力的な運用が計られていた。

### 椒小学校授業料規定（明治二十五年）

第一条 本村住民ニシテ、一家二人以上全校へ就学スル時ハ、一人ハ全額ノ授業料ヲ徴シ、他ハ半額ヲ徴用ス。

第二条 授業料ヲ物品又ハ勞力ヲ以テ代納ヲ為サント欲スルモノハ、村長ニ申請スベシ。

第五条 本村児童ヲ保護スベキモノ貧窮ニシテ（中略）、授業料ノ全額又ハ一部ノ免除ヲ請ハントスルモノハ、村長ニ申請スベシ（「同校誌」）。

竹野小学校では「明治二十三年四月ヨリ徴収。一村税賦課率一等以下三等迄十銭、二等同四等以下九等迄六銭、三等同十等以下十五等迄二銭」（以下略）（「同校誌」）となつてゐる。



写196 下等小学卒業証書  
(三原・田村源一蔵)



写197 二等褒状 (三原・田村源一蔵)

初期試験 明治十年（一八七七）の「県小学生徒試業法」には「試験ヲ區別シテ、<sup>つきなみ</sup>月次・定期・全科卒業制 度 ノ三種トス。月次ハ毎月刷之ヲナシ、級中ノ座次ヲ昇降シ、定期ハ毎歲兩度定期之ヲナシテ、各其等級ヲ定メ、全科ハ上下等第一級卒業ノ後之ヲ執行スルモノトスル」と規定されている。問題は郡内教員の互選で選出された委員で作成、監督実施されたが同十七年（一八八四）には郡長の選抜任命となっている。

卒業試験は、初等中等などの一級を卒業した生徒を対象に行なわれ、全科卒業の当否が定められたが、県下の例では一〇パーセント前後の落第生を出すのが普通であったという。

『椒小學校沿革誌』創立二年（明治十年（一八七七））に、「五月小学校試業法ノ発布アリテ試験ノ方法一定シ、採点法、卒業証書採点法ノ揭示賞品、人名表、校印等ヲ調整新作スルニ至レリ（中略）、而区長・学区取締戸長ハ勿論、兵庫縣学務課

員出張監督シ、卒業者ニハ帽子・簪かんざしノ類ヲ賞与シ、定期試験優等者ニハ文具書籍ノ類ヲ賞与シ、優等ヲ獎メ、劣等ヲ励マシタリ」として次のような記録を残し、規則通りの実施を裏付けている。

「創立六年、明治十四年四月三十日本校春季定期試験ヲ施行ス、学務担任郡書記谷野孝以下臨監セリ、試験ノ成績ニヨリ、左ノ生徒ニ賞与ヲ行フ」

小学読本巻ノ二 壹冊 乳原あぐ里

勸善訓家 一部 乳原安蔵

帽 一頭 全人

萬国地誌略巻ノ二 一冊 全人

秀華文鈔巻四 一冊 新免浅之助

この試験制度も、同三十三年（一九〇〇）学年の修了や卒業の認定は「児童平素ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムベシ」として完全に廃止される。

高等小学校 『竹野小学校沿革誌』は、「明治二十七年三月二十七日、高等科併置ヲ稟請スりんせい、四月十三日高等科の設立 等科稟請許可、六月二十一日高等科ヲ加設シ、竹野尋常高等小学校開校式ヲ挙ゲ」と高等科課程の発足を記している。これは町内最初、郡でも早い設置であった。

当初の小学校は初等・中等・高等の三科に分かれ、初等科をもつて基本的な義務教育と考えられていたが、その初等科さえ不就学が多い時にあって、高等科設置など思いもよらぬことであった。しかし同十九年（一八八六）豊岡・出石に独立の高等小学校が設立されてからは、尋常小学校に併置する例がふえたのである。



表55 竹野<sup>尋常</sup>小学校授業料（明治27年度）

科		等級		
		1 等	2 等	3 等
尋常科		10銭	6 銭	2 銭
高等科	村内	25銭	20銭	15銭
	村外	他村ヨリ通学セシモノハ1等30銭		

（『竹野小学校沿革誌』）

竹野が当地の嚆矢となることができたのは、財政の豊かさ、學術振興を願う氣運が強かったからであろうか。当時の状況は詳しくは分からないが、『村議會議事録』にその一端を知ることができる。

一、金三拾円 補助費

竹野尋常小学校訓導河本嘉太郎氏、高等科併置ニ付、之カ計画ニ熱心奔走シ、殊ニ教員搜索トシテ、私費ヲ以テ神戸地方へ出張シ、殆ド二十日間ヲ費シ、目的ヲ逐ク、同人ノ尽力一方ナラズ、依テ前記ノ金額ヲ補助ス。

明治二十七年六月二十五日提出

竹野村長 福田八郎左衛門

た。 学年人員四九三人のうち、修学二四三人、不就学二五〇人のころの氣概であつた。

また、設立時の教員給は、尋常科正教員四人の平均月額九円二四銭に對して、高等科本科正教員一四円であつた。

併置に伴う校舍増築費として、同二十九年年度予算案では、二五〇円が計上されており、教員給とともに村費の負担は大なるものがあつた。

中竹野校併置は、同四十年（一九〇七）奥竹野第一校は大正十年（一九二二）椒小学校同十五年（一九二六）、三原小学校に至つては高等科が義務化された昭和十六年（一九四一）である。旧村各地区の財政などの条件が、

設置時期の差となったものであろうか。

岡崎尋常小学校  
卒業生の談話

明治二十八年（一八九五）、同窓生八名とともに同校を卒業した坊岡の宇野久太郎は、昭和四十八年（一九七三）、当時を回想し次のように語っている。

生徒の数は、一学年に一二、三人ぐらいで、四年生までで五十人余りいた。職員室と、生徒の教室と、遊び場の三間あり、教室は冬でも火はなく、遊び場のいろりに火をたいてあたたまったものだ。

教科は、読本・習字・算術・修身・体操で、時々は行事といつて歩きながら足を合わせて歌を歌った。一教室に、一年生から四年生まで一緒に、一人の先生に教えてもらった。

夏の間は家が忙しく、牛飼いでいて、ほとんど学校に行かず、何日間か休むと、先生から連絡が来て学校に行った。

落第というものがあり、卒業証書もらう時名前を呼ばれないと泣く者もあったし、先生の留守の時は、上級生がおさらいをさせたり、辞書でもって教えたことがあった。

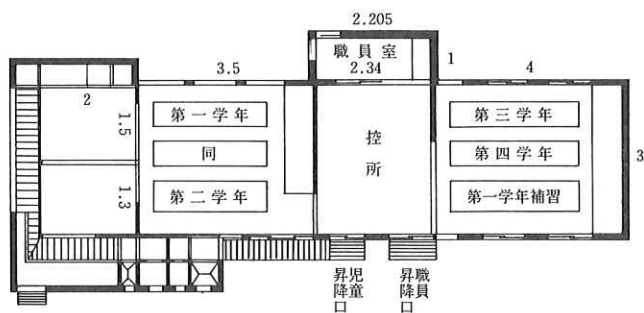


図45 岡崎校見取図

## 第四節 飛脚から郵便へ

### (1) 北前廻船

廻船の発展 嘉永六年（一八五三）六月、浦賀沖に來航した四隻の黒船は、その後の日本の歴史に大きな影とその背景 響をおよぼした。ペリー提督の指揮する東洋艦隊で、「サスクハナ」二、四五〇トン、全長約

七八メートル。「ミシシッピー」三、二二〇トン、全長七〇メートル。「プリムス」と「サラトガ」の二隻は八八〇トン、全長四五メートルであり、このころの日本の千石船で米千石（約一五〇トン）積で全長二〇メートル余りのものであり、巨大な艦船を驚異の目でみたのであった。

それから一五年後の明治二年（一八六九）八月、明治の新政府は蝦夷地を「北海道」と改め、開拓使がこれを統治することになり、それ以降積極的な開發事業が進められ、農業や炭坑の開發をはじめ、製粉・バルブなどの官営工場及び鉄道の敷設などを計画して、北海道への移民を募った。さらに同六年（一八七三）には屯田兵の制度を定めてから同二十三年（一八九〇）までの間に移住者は増大していった。

こうして北海道の人口が増加するにつれて本土からの食糧や生活必需品の調達が必要となり、ここに北前船の活動する必然性が生じてきたのである。

同四年（一八七二）廢藩置県を行なった新政府は、藩債の抵当に各藩所有の持船一六隻を払下げて、翌年八月に「日本国郵便蒸汽船会社」を設立して、東京・大阪から北海道への航路をひらいて貢米の輸送を行なっていたが、同八年に同会社は閉鎖して、その船舶と事業は岩崎弥太郎の經營する「三菱汽船会社」へ引き継がれ、

同社は明治政府の期待に依って後年の「佐賀の乱」や「西南の役」において軍需輸送に貢献し、大きな利益を得、その後も政府の保護を受けて発展していった。

維新以来、急速に近代化した日本の海運業は、北前船経営に大きな影響を与えることになる。ペリーの来航後、幕府は「大船建造禁止令」を解除し、同二年（一八六九）には明治政府も西洋型帆船と蒸汽船の所有を許可し、翌三年（一八七〇）には西洋型船舶の保護奨励を行なっている。同十八年（一八八五）には和船製造の禁止令が出されるいっぽう、「日本郵船会社」が設立され日本海航路へ進出し、北前帆船との競争がはじまるのである。

西廻り航路で北海道と大阪の間を往来した北前船は幕末から明治にかけて隆盛をきわめたが、その大半は越前・越後など日本海北部沿岸の船主であった。それら大手の船主の中にあつて竹野浜村の船主たちは比較的小規模ながらも国内諸物資の流通をうながしながら蓄財し、その名を馳せていったのである。

江戸時代、幕藩領主が年貢米として農民から抛出させた米を都市において換金し、生活物資を調達するのであるが、越前・越後など北国の領主が貢米を上方へ回漕するために必然的に発生したのが、北前船の出現であった。江戸後期、貨幣経済が進展するにつれ、農民の経済力も高まり、商取引のための貨物の運送が、当然のこととして必要となってきた。

明治に入り、それまで社会経済など生活全般にわたり束縛していた封建制度が解かれ、身分制度も無くなり、国内も順次統一され、資本主義が発達し商売も自由になった。さらに工業化が進み、材料や工具などが進歩し、流通機構が全国的に整備されるなど生活水準が向上していった。

急速に貨幣経済が進むと、領主たちにとつても貨幣の調達に追われることになり、領主は領内の大商人や上層農民に対し、土地売買を許可するという特例を与えることにより、資金の調達をさせるようになっていく。その上、明治に入ると土地の私有が公認され、土地を手放す農民と、その土地を集積していく地主との階層が発生してくる。同六年（一八七三）の地租改正により、それまで米で納めていた地代が貨幣になると、農民は困窮し、他国への出稼ぎや、漁業への転業が余儀なくされていった。

竹野浜村 明治以降各藩の輸出入税が廃止され、従廻船の活躍 来のように問屋による支配をうけずに自

由に商売ができるようになり、北前船の経営が有利になつてくる。

こうした社会情勢の変化の中で、但馬沿岸のほとんどの各村々は廻船業に従事しているが、竹野浜村の廻船は幕末から明治中期にかけて活躍し、大阪・広島・尾道・下関・九州・浜田・美保関・加露・小浜・敦賀・三国・直江津・加茂・小木・酒田・能代・深浦・松前・江差・箱館など、いわゆる北前航路全域にその足跡を残している。

表56 江差へ入港の竹野村廻船

入港年月日	船名	船主	乗組人数	素間尺
慶応 年 月 日 3 6 10	順栄丸	榎本久四郎	弁財 3 人 乗	249石 6 斗
〃 4 7 9	伊勢丸	〃	〃 4 人 〃	322石 7 斗 4 升
明治 2 5 17	長徳丸	伊藤清次郎	〃 3 人 〃	170石 1 斗 2 升
〃 2 5 25	正直丸	湊屋 権四郎	〃 3 人 〃	220石 8 斗 4 升 6 合
〃 2 6 10	宝生丸	丹波屋 惣次郎	〃 2 人 〃	138石 3 斗 2 升 8 合
〃 3 4 7	正直丸	湊屋 権四郎	〃 3 人 〃	240石 6 斗 4 升 9 合
〃 3 5 6	長徳丸	伊藤清次郎	〃 3 人 〃	173石 4 斗 4 升
〃 3 5 6	明寿丸	石屋 次三郎	〃 3 人 〃	222石 6 斗 4 升

(『江差町史』により作成)

「大福帳」や「仕切書」などの古文書や船道具などの北前船関係資料は、今では数軒の旧船主宅で散見できるものの、その大半が消滅しており、現存するすくない資料の中から数例をあげ、当時をしのぶすがにしたい。

表56は、北海道江差の廻船問屋「村田家文書」にみる、慶応三年（一八六七）から明治三年（一八七〇）までの四年間に江差へ入港した竹野の廻船をまとめたものである。

大福帳にみ 明治六年（一八七三）、竹野村の副戸長を勤めていた沼田善右衛門は、幕末から明治中期にかける天社丸 けて財を成した当村の平均的廻船の船主であった。

善右衛門の子孫、沼田久平（現・当主）は、船模型（飾り千石船ともいい、実物を縮尺したものであり、その多くが船大工から北前船の船主に贈られたものといわれ、毎年正月の船祝いの時に川に浮かべ航海安全と家運長久などを祈り酒宴を行なったという）や金銭取引帳などの古文書及びその他の廻船関係資料を、昭和五十五年（一九八〇）竹野町へ寄贈されている。それらの内から「大福帳」「仕切書」などにより、当家の持船「天社丸」の動向をみることにする。

## 大福永代帳（明治十年正月）

沼田善右衛門

此事ヲ、

一、金一一八円三九銭八厘 諸道具払惣代金也

一、金一三七円六〇銭 秀治郎乗組船玉代払

一、金三〇二円六二銭 田畑売渡し代金也

買調金也

二口ノ金四二二円一銭八厘

一、金三八六円九〇銭

明治十年春仕出也

乗出し

此内 一〇〇円也 榎本久四郎より借用

此事ヲ、

金三八六円七八銭二厘四毛 年中水揚惣メ辻

内、

六円 小豆二〇俵

一三円五〇銭 利足 久四郎払

七円一五銭四厘 四郎左衛門払

小計メ二六円二五銭引

正味金三六〇円一三銭二厘四毛 (正味水揚)

内

一、金五八円五〇銭 船三人給銀辻

一、金二〇円二八銭二厘 粮米かてま五石六斗四升代辻

一人七合当り

一、金一六円二五銭 飯代茶代メ辻

一、金一四円六一銭四厘 栗嶋くり合り桧木代

大工作料共

一、金四一円七二銭二厘 道具小売物共入用メ辻

小計金一五二円三六銭七厘 春乗出分、

秋乗揚止入用

外二金二六円

船玉のぼり登料



写198 『大福帳』(竹野・沼田久平蔵、現住・生駒市)



合一七七円三六銭七厘

残り一八二円七六銭五厘六 此所<sup>ヲ</sup>仕出金利足当ル

年四割七步二厘三八四六<sup>ツマ</sup>

是ヨリ

明治十年秋ヨリ新造ニ取懸リ

全十年寅春乗出し

一、船玉壹艘

かわら 三丈一寸

とう幅 一丈二尺六寸

あし深サ 三尺六寸六分

此才積り一三八石八斗

但シ、一〇〇石ニ付一八五円也請合

此代金二五六円七九銭六厘九毛

外二

一、金二二円三三銭 板金釘代共

一、金七円一銭五厘 増石三七斗九升二合代

一、金一円一八銭 請合別工代払

一、金一円一九銭 出帆追工代

一、金二円一五銭 別渡物 □金ニかん針

一、金二円七五銭 湯嶋 重三郎船

一、金一円二五銭 三人飯代

惣<sup>メ</sup>代金二九四円五六銭

明治十一年寅三月迄算用相済

外二

諸品小家掛人足入用

合三〇〇円余見込也

明治十一年春 乗出シ

一、金五三七円一九銭六厘 仕出金也

此事二、

金五五四円九〇銭四厘 年中水揚<sup>メ</sup>高

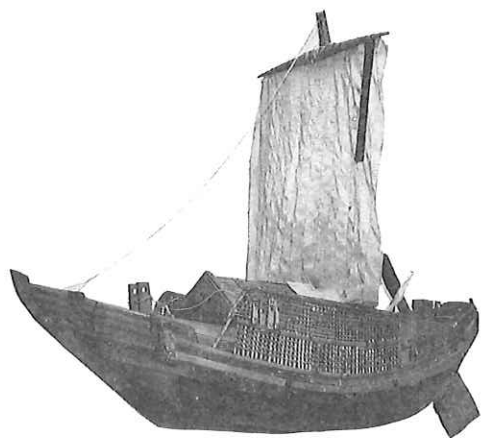
内

一、二五円八〇銭 久四郎利子払

一、二三円四〇銭 四郎左衛門利足払

一、一四円八三銭六厘 九六円一利足





写199 船模型「天社丸」(竹野町教育委員会蔵)

一、五円五〇銭

善藏利割

小メ六九円五三銭六厘

利引残り正味金四八五円三八銭八厘

元利メ一、〇二二円五八銭四厘

此事ヲ、

一、金一五円二九銭四厘 年中小払メ

一、金六四円九八銭七厘 年中道具メ高

一、金二一円二五銭 同飯代茶代メ高

一、金三三円八〇銭一厘 同糧米代メ高

一、金八七円三〇銭 同船中給銀メ高

メ二二二円六三銭二厘

一、金一八七円七一銭八厘 同内揚正金代物共メ高

小計メ四一〇円三五銭

残り金六一二円二三銭四厘

此処ヲ三七円一九銭六厘 春乗出シ仕出金

残り七五円三銭八厘

明治十二年春乗出シ仕出金

一、金六〇四円一〇銭六厘

此処ニ、

金七一四円八三銭九厘 年中水揚高メ辻

内一 一円七〇銭 久四郎<sup>エ</sup>払 (二〇〇円利足)

二 九円四〇銭 利足四郎左衛門払 (一九六円)

一〇 円九二銭 織田五平払 (七〇円利足)

四 円八〇銭 吉田久左衛門 (三〇円利払)

小計<sup>メ</sup> 五六円八二銭

正味金六五八円一銭九厘 水揚正味

此事ヲ内、

一、一三円三五銭 小払<sup>メ</sup>辻

一、一四円七七銭一厘 乗出シ大工作料払

一、五三円四六銭二厘 船道具代<sup>メ</sup>辻

一、八六円八〇銭 船中四人之給銀<sup>メ</sup>辻

一、二八円二銭 宿払茶代共<sup>メ</sup>辻

一、五〇円六七銭四厘 粮米代<sup>メ</sup>辻

一、二円六三銭二厘 船宿附落

小<sup>メ</sup>金二四八円九九銭九厘 船年中入用

外二、

金二五六円六四銭九厘 正金米諸所内江揚物代

払惣共

船入用家入用共<sup>メ</sup>

金五五〇円六四銭八厘

外二、

一、金一〇〇円也

榎本久四郎江借用金返済

水揚高之内

差引残り金一二円三七銭一厘

此処ニ春乗出仕出共

合金六五六円六七銭六厘

右ハ、明治十三年仕出相成候也。

一 一円一 一銭五厘 粮米大豆代春仕出也

二 口<sup>メ</sup>金六六七円七九銭也

此処、

一、金一、一〇四円一銭七厘 水揚高<sup>メ</sup>辻

一、金二四円七七銭 大谷四郎左衛門

一九三円 利足

一、金九円一〇銭

五平利足

一、金三円六〇銭 久左衛門三〇円利足

小メ三七円四七銭

残り金一、〇六六円五四銭七厘正味

一、二七円九三銭一厘 小夫入用

一、四九円六二銭三厘 道具

一、三四円四〇銭 飯代茶代

一、六七円六銭六厘 粮米

一、九八円 四人給銀

一、一〇円七〇銭 松前払分

此メ二八七円七二銭 年中船入用

一、一六三円一一銭四厘 米代塩代共

一、三二円九九銭 頼母子掛

一、二〇円七〇銭五厘 村網内

一、一〇円六八銭六厘 酒代

一、一二六円八三銭 入用道具共

此メ金三三五三円三八銭五厘 年中家入用

田畑作人ヨリ上り

一、三三三円八五銭五厘 入

差引

金三一九円五二銭七厘

一、三三三円三一銭五厘 久左衛門頼母子相渡し

取残りメ三〇円

三口メ金六一〇円 船入用家入用共五六銭二厘

明治十三年残り金四五五円九八銭五厘 利

明治十四年仕切出金也 如レ件

合金一、一二三三円七七銭五厘

右者、明治十四年仕出相成候也。

外二 当年頼母子取番入

一、金七四円二〇銭 清助分 長左衛門分

合金一、一九七円八七銭五厘 明治十四年

春仕出金成

年中水揚

明治十四年

一、金一六円八〇銭二厘	春唐津松板ノ利
一、金二六二円六七銭二厘	同下り利
一、金一九円四銭一厘五毛	春ハ米利
一、金一一九円六三銭二厘五毛	其下り
一、金一七四円六〇銭	其米之利
一、金五六円四三銭	秋下り利
一、金一五七円一銭七厘	秋米利
一、金一〇三円四一銭五厘	秋塩之利
ノ金九一〇円六七銭	
四三銭四厘	内納口
残金九一〇円二三銭六厘	年中利
一、四六円四五銭	ノ利足入
二口ノ金九五六円六七銭	
一、金一七円一〇銭	大谷四郎左衛門
	一四六円利足
一、金九円二四銭	織田五平
ノ二六円二四銭	七〇円利足

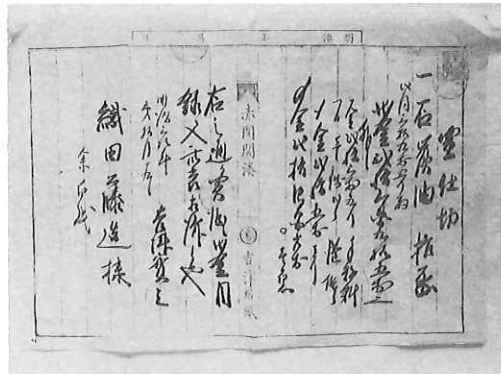
利差引	金九三四円四三銭
一、金一、一二三円七七銭	明治十四年
	春仕切出金
一、金一一円	白米売石代
ノ金一、一三四円七七銭	
取利	ノ金二、〇六五円二〇銭
船入用	
一、二二円八三銭三厘	年中小遣
一、六二円五一銭	道具
一、七円五七銭二厘	大工作料
五七円二七銭	糧米
一、三四円五七銭	宿料茶代
一、一三二円五〇銭	四人給銀
ノ金三一八円二三銭六厘	
家人用	
一、金一五五円八六銭七厘	小遣酒代共
一、金一八円二五銭	道具



写200 旧船主宅に残る柄鏡と小箱  
(竹野・沼田久平蔵、現住・  
生駒市)

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 一、金二二四七〇銭       | 田畑作人上り |
| 残リメ金三九五円五三銭六厘   | 家人用    |
| 二口メ金七一三円七七銭三厘   | 船家人用共  |
| 差引 金一、三五一円四二銭七厘 |        |
| 一、金二二六円五二銭三厘    | 糧米     |
| 一、金二八円七七銭六厘     | 村納内入用共 |
| 一、金七七円八二銭       | 頼母子掛   |
| 一、金一〇円          | □□乗り入用 |
| メ金四一七円二三銭六厘     |        |

- |                |             |
|----------------|-------------|
| 一、金五〇円         | 織田五平借用相済    |
| 一、金二〇〇円        | 十二月朔日       |
| 一、金一、一三四円七七銭   | 十四年仕切出銀也    |
| 差引一、金二一六円六五銭七厘 | 残リ金也        |
|                | 大谷四郎左衛門借用相済 |



写201 『買仕切』(竹野・沼田久平蔵、  
現住・生駒市)

差引一、金六六円六五銭七厘

明治十五年春

二口メ金一、二〇一円四二銭七厘 仕切出金成

年中水揚

一、メ金九四七円二四銭 内二六円四〇銭

田畑上り

一、金七五円七〇銭

□□

一、金二五円二三銭

利足払

メ一〇〇円九三銭

一、金八四六円三一銭

一、三四六円九〇銭 船年中メ入用

一、四三二円一二銭 年中家入用

メ金七七八円二銭 入用

差引 一、金六八円二九銭 利足残り

一、金一、二〇一円四二銭 明治十五年

春仕切出金

二口メ一、二六九円七一銭

一、金一〇〇円也 利子金右之通り

明治十六年春仕切出金成

一、金一、三六九円七一銭

内金六五円 借用

一、四五円 「大

一、二〇円 織田五平」

(以下消滅のため不明)



写202 『売仕切』(竹野・沼田久平藏、  
現住・生駒市)

第四節 飛脚から郵便へ

年号(明治)	入・出港(取引先)
十年	天社丸新造(二三八石八斗) 船主沼田善右衛門 船頭 直乘
十一年	五月 十三日 庄内加茂港 秋野権右衛門 水主 三人 鈴木弥惣次
十九年	三月 七日 安芸国木ノ江港 宮本哲次郎
十九年	七月 三日 函館吉岡港 船改帆出所
十九年十一月	二十一日 石州外ノ浦 下り入津
二十年	十月 二日 石州外ノ浦 越後登入津
二十五年	九月二十一日 石州外ノ浦 登入津
二十七年	六月 十八日 北海道留萌港
二十八年	六月 十七日 北海道留萌港
二十八年	六月二十三日 佐渡小木港
二十八年	七月 十九日 越前敦賀港
二十八年	九月二十三日 川中港
三十五年	七月 六日 肥前唐津港

(「天社丸」の新造から売却までの経緯)

次に、「天社丸」の新造(明治十年)から売却(明治三十八年)までの経緯を「御賣記」「賣仕切」「證」「賣附定約證」「金額取引帳」「出港納税目録」などから概観してみると、以下のようなになる。



写203 『金額取引帳』(竹野・沼田久平蔵、現住・生駒市)

このように「天社丸」は北海道から九州までその航跡を残しているが明治十年の新造から二十八年後の明治三十八年八月六日、加賀国上金屋港の廻船問屋、岡田庄次郎商店の手により売渡された。売仕切代金二九二円六〇銭であった。天社丸の場合は、比較的順調な営業内容である。沼田久平の父藤吉は天社丸と併行して「諏訪丸」(船主・大谷四

郎左衛門)の沖船頭として乗っていたが、後年、汽船「自念丸」を購入して、大阪から但馬沿岸に石炭を運んだり、引き船を稼業とし、その後、大正の末年には「古河石炭鉱業大阪支店」に勤務している。

尚、同家の明治十年の財産目録によると、

住宅 一棟 土蔵 二戸前

農用小家 一棟 此計九八円也

とある。

又、讃岐の金毘羅社の境内に善右衛門の寄進した石柱が現存している(竹野の船主たちの多くは鳥根県・美保神社へ奉納していたが近年境内の拡張工事に伴い当時の状況を留めていない)。

さらに同家には嘉永六年(一八五三)、明治十九年、同三十二年(一八九九)及び年代不明の計四枚の讃岐金毘羅社の船祈禱札(長さ九八センチ)があり、船箆筒・調度品類も保存されている。

客船帳にみる 日本海を往来する買積船の中継基

竹野の廻船 地としての佐渡小木港は、風待ち

港として繁栄してきたが、明治二十三年(一八九〇)相川で米騒動が起き佐渡の米は津止めをしている。この年米価が高騰して小木港に米積み船が多く入港したのが繁栄の最後のようなのである。同年四月から十月まで小木港に入港した竹野村の船は一一艘であった。



写204 祈禱札(竹野・沼田久平蔵、現住・生駒市)



栄え、全国各地からの廻船の入港でにぎわったのである。

次に、石州外ノ浦港の清水三次郎家に残るといわれている『諸国客船帳』により、竹野の廻船のうち同港で売買した商品のわかるもの（表57）と、入津した年月日のみがわかるもの（表58）に分類して、竹野の廻船の動きをみてみよう。

入航	出航	行先	船名
四月一六日	四月一九日	下り	
四月二二日	四月二二日	下り	
五月三日	五月五日	下り	
五月九日			
五月二二日	五月二四日	下り	
五月二二日	五月二四日	下り	
五月一四日	五月一五日	下り	
五月三〇日			
六月一八日			
六月二九日	六月三〇日	新潟	宝珠丸
六月二九日		能代	栄徳丸
十月一四日	十月一四日	上り	宝龍丸

（『佐渡小木町史』により作成）

表57 慶応四年(一八六八)以降浜田市外ノ浦に入港した竹野の船で売買商品のわかるもの

年代			船名	船主	航路	商品
〃	〃	〃	久福丸	伊藤与一郎	下り〃	塩売、焼もの買、六日出船
一五	六	四	久福丸	藤田甚右衛門	下り〃	塩売、焼もの買、六日出船
〃	一〇	二九	長者丸	船戸治郎作	下り入津	串鯛売、一〇/一四出船
一四	六	一九	明栄丸	北村安右衛門	三国登り入津	米売、七/四出船、石炭、油売、生蠔買
一三	一一	八	明德丸	松浦九兵衛	下り〃	大麦売、一二日出船
〃	一一	三	宝寿丸	福田甚七	下り入津	三ツ切塩売、七日出船
一二	八	三〇	明福丸	橋井五一郎	越前登入津	米・粟売・芋買九六登出船
一一	一〇	二八	平安丸	伊藤清左衛門	下り〃	油売、芋買
〃	八	一九	諏訪丸	仙五郎	下り入津	塩売、半紙、生蠔、焼もの買
一〇	八	八	順宝丸	織田吉平	越前登入津	米売、銚、半紙・中保買
九	六	二八	順宝丸	榎本久四郎	下り〃	鯉節売、焼もの買
〃	一〇	二六	万栄丸	米田甚三郎	下り入津	数の子、反物売、芋買一〇/四出船
八	九	二五	金栄丸	持地平七	三国登入津	米売、一〇月五日出船
七	一〇	一四	万徳丸	湊屋秀治郎	下り〃	塩売、鯉買、一九日出船
五	八	二五	妙見丸	正賀安三郎	登り〃	米売
四	九	二三	明幸丸	南京与左衛門	下り〃	荒砥石売、二五日出船
〃	一〇	一九	幸福丸	新屋久治郎	下り〃	油粕売、焼もの買、二九日出船
〃	八	三	明寿丸	石屋治郎右衛門	登り〃	こんぶ売
明治	六	一七	福生丸	友三郎	下り〃	麦安売
〃	九	四	宝生丸	伊藤友四郎	下り〃	米売、半紙中保買
〃	八	一五	宝幸丸	正賀林左衛門	登り〃	種油売、米買
慶応	八	一一	諏訪丸	榎本彦三郎	下り入津	鯉節売、塩鱈買



三二	五	一六	稲宝丸	伊藤 三左衛門	下り	麦安売、瓦買、二三日出船
〃	一一	三〇	天神丸	福田 惣治郎	下り	石油買
二九	九	一二	幸福丸	山本 繁蔵	下り	石炭売、一九日出船
〃	〃	二九	財龍丸	伊藤 熊太郎	下り	石油売、一〇/二六日出船
二八	七	一八	倉吉丸	住吉与三左衛門	下り	大麥売、二六日出船
〃	七	一六	諏訪丸	織田 熊造	下り	麦安売、二六日出船
〃	五	一三	安栄丸	福田 安蔵	下り	焼もの買

三〇年間に五四艘が入津して取引をした商品の主なもの。

売ったもの	米、麦、鯉節、串鯛、こんぶ、塩、石油、石炭、杉板、檜皮・砥石
買ったもの	焼もの、半紙、砂糖、芋、生蠟、鮟、干さば

但馬安木行互を運賃積

表58 慶応四年(一八六八)以降浜田外ノ浦港に入津した竹野の船で売買商品は不明だが入津記録のあるもの

年	代	船名	船主	航路	出船
慶応	四	伊勢丸	船屋治郎兵衛	下り入津	二六日出船
明治	二	長徳丸	伊藤 清次郎	登り	
	三	神応丸	伊藤 三左衛門	〃	
	四	喜宝丸	安田 喜左衛門	〃	
	三	順通丸	山下 惣八	〃	
	〃	北辰丸	石屋 甚兵衛	〃	一〇/二下り入津
	〃	大宝丸	船屋 太三郎	〃	一〇/一六下り入津
	〃	順風丸	山下 彦兵衛	下り	
	〃	金龍丸	清水 弁治郎	下り	八/一八入津

第四節 飛脚から郵便へ

七	〃	一〇	二八	常盤丸	田中増治郎	下り	一一二二日出船
〃	〃	一〇	二〇	明栄丸	川崎九郎右衛門	登り	一二二日出船(八二八下り二〇日出船)
〃	〃	七	二二	明寿丸	福田三重郎	若狭登入津	九〇(四登入津船)二〇(二〇下り)
一六	〃	四	三〇	明福丸	川口与三右衛門	下り	
〃	〃	一	一九	栄宝丸	福田安蔵	登り	五二出船、五二六下り(瀬戸が島え入津)
〃	〃	一	一八	正直丸	福田権四郎	下り	二二日
一五	〃	六	二三	幸運丸	福田久平	下り入津	二二日
〃	〃	一	一二	明神丸	備前屋小林新助	下り	二二日出船
〃	〃	一〇	一三	利宝丸	宇屋伊兵衛	下り入津	二二日出船
〃	〃	一〇	一三	青久丸	福田清四郎	下り	二二日出船
一四	〃	四	一九	神勢丸	福田新七	登り	二二日出船
一三	〃	一〇	二一	善徳丸	福田善吉	下り	二八日出船
一二	〃	一〇	八	榮徳丸	米田徳太夫	登り	
〃	〃	一〇	二八	宝寿丸	米屋沼田甚右衛門	下り	一一一出船
〃	〃	六	一一	榮宝丸	住吉屋弥兵衛	〃	
一一	〃	五	三	妙運丸	米屋梅田治郎兵衛	登り	
〃	〃	一〇	五	三社丸	米屋勝治郎	下り	
一〇	〃	六	一九	榮寿丸	住吉屋吉郎兵衛	登り	
八	〃	九	二五	久宝丸	加嶋久五郎	登り	
〃	〃	一	一四	諏訪丸	榎本彦三郎	下り	
〃	〃	一	一〇	幸吉丸	今津屋源三郎	下り	
〃	〃	一	一〇	長徳丸	伊藤治三郎	下り	
〃	〃	一〇	二四	福重丸	伊藤惣右衛門	〃	一一二四下り入津
七	〃	五	三〇	順力丸	山下権吉	登り	

〃	〃	二四	〃	〃	〃	二三	〃	〃	二二	〃	〃	〃	〃	二〇	〃	〃	〃	〃	一九	〃	〃	〃	一八	
八	八	七	一	一〇	八	五	一〇	四	三	一	一	九	七	六	一	一〇	一〇	四	四	三	一	一〇	七	五
三一	一七	一四		二六	二	三	一二	二九	二二	九	九	七	二	一九	二一	一八	一	二七	一一	一七	四	七	三一	二七
明神丸	宝寿丸	宝生丸	三宝丸	法力丸	勢徳丸	栄徳丸	長宝丸	安全丸	加徳丸	諏訪丸	神徳丸	宝寿丸	明吉丸	明徳丸	長寿丸	吉広丸	幸徳丸	諏訪丸	正直丸	万幸丸	稲荷丸	久栄丸	天昌丸	栄宝丸
竹野 与右衛門	与田 福蔵	泉 定治郎	柳屋山本 安三郎	仲田 久平	向井 与吉郎	福田七郎 右衛門	谷村 安平	榎本 新平	田中 安治郎	向 孫四郎	清水 清治郎	与田 与惣平	武田 馬造	米田 惣助	三光 長五郎	宮崎 吉左衛門	丹波 貞治郎	向 弥吉	松本屋 弥兵衛	米田 基三郎	橋井 安三郎		井戸 惣右衛門	宇川 吉五郎
〃	登り	下り	下り	下り	〃	登り	下り	登り	下り入津	下り	下り	下り	下り	登り	下り	下り	下り	登り	登り	登り	下り	下り	下り	下り
一〇〇二下り入津	一九日出船	一五日出船	二八日出船			六日出船六〇九下り入津二三日出船	一七日出戻り、二四日出船	五一出船	二五日出船	一四日出船	一四日出船			七二五登入津	二八日出船	二三日出船	一〇〇五出船	出船一〇登入津二二二下り入津、二八日出船	一三日出船	一一一八下り入津、二二日出船			九一五登入津、九日出船	二九日出船



竹野廻船  
の衰退

かなりの利益をうみだした北前船も、明治中期以降漸次衰退の方向をたどることになる。北海道の産物を上方で販売することにより大きな利潤が生じたのであるが、明治二十四年（一八九一）東北線の開通によって、北海道が東京の経済圏に組みこまれたことも不利となった。いっぽう、政府の保護をうけて急成長した三菱商会・日本郵船会社などの汽船が海の主役になってきた。北海道の産物を大阪へ運ぶには、安全性の高い汽船が有利なのである。また、北海道の主産物である鯨が不漁続きとなり、上方の米相場も、北国より安くなるなどの国内市場の変化も一因となった。

北前船の活躍により、日本海側の米をはじめその他各地の主産物が、生活必需品として他地へ移出して行き、国内諸物資を流通させる上で大役を果たして日本海沿岸を走りまわっていた北前船も、いよいよ終末を迎えたのである。

廻船の村、竹野浜村がその性格を失うのは同三十年（一八九七）代後半のことである。その後、旧船主の多くは地主となり、あるいは呉服商・酒造業・醸造業・材木商・質屋・銀行などの営業に転換している。

## (2) 交通と通信

飛脚制度の  
成立と発展  
慶応四年（一八六八）九月八日（太陽暦に直せば十月二十三日）は、明治元年と改元され、新政府が発足した。明治の新政府は欧米の文化を積極的に導入し新しい日本を創るために努力してきたが、以下に述べる郵便事業の創業もその一つである。

明治四年（一八七二）三月一日（太陽暦、四月二十日）、新政府は東海道を上り下りする新式郵便を実施した。東京・大阪間を七八時間で結び、従来の民間飛脚便に比べて、速度・料金・取扱内容などにおいて格段のちが



いがあった。これらの新しい郵便制度を述べるまでに、その前段で飛脚制度があったことを紹介しなければならない。

いつの世においても、国家行政を運営していく上で、交通及び通信制度の整備は重要な課題であり、中央政府は迅速な情報伝達を要求してきた。それら通信事業発展の推移を知る上で、古代から近世までの通信手段を概観してみよう。わが国における駅制の初見は、大化改新（六四五）からとされ、以来朝廷の政治が全国におよぶようになるが、重大な事件が起ると「飛駅」という特別な公用至急便が、「駅鈴」を鳴らしながら各駅の馬を乗り次いで走った。奈良時代から平安時代にかけての「飛駅」は、九州から京都まで四日から六日であり、普通の旅行は一四日前後とされていた。このように古代の「飛駅」は早かったが、利用できたのは高級官吏に限られていた。

ついで鎌倉幕府を開いた源頼朝は、通信組織を整備して、文治三年（一一八七）鎌倉・京都間に飛脚を設置した。当時の飛脚は、すべて騎馬によるものであり、鎌倉・京都間を七日と定めていた。その後、馬によらない飛脚ができてから騎馬のものを「早馬」と呼んだが、幕府が減びるとともに姿を消した。

しかし戦国時代になると再び「飛脚」制度が発達してくる。織田信長が関所を廃し、道路の整備をはかり、さらに豊臣秀吉は全国を統一して、交通や通信施設を網羅していくことになる。豊臣秀吉は、朝鮮出兵に際して指揮本陣のあった肥前名護屋（佐賀県鎮西市）と、大坂及び京都を結ぶ飛脚便を軍事連絡に活躍させた。大坂から九州までの間に二十余の宿駅を設置し、海岸には二〇港を築いて伝馬と郵船の制度を定め、ここに通信は飛躍的発達をみた。

徳川家康の開いた江戸幕府（一六〇〇〜一八六七年）は、さらに通信の組織及び制度を刷新させた。まず公用道路の整備と中継飛脚を確立させ、主要五街道（東海道・中仙道・日光街道・奥州街道・甲州街道）を直轄して、道中奉行をおき、更に駅制の整備を始めた。駅ごとに馬と馬手を常備し、老中が発行する伝馬手形を持った幕府の役人や諸侯が利用した。

ついで諸侯の飛脚（大名飛脚）が発達したことである。これは江戸と各自の領地を連絡するいわば自家用の通信で、たとえば、紀伊家・尾張家、あるいは松江藩・姫路藩などといった資力の大きいごく限られた人たちの仕組みであった。

第三は町飛脚の制度である。幕府は大坂と京都を直轄し、江戸から交代で旗本を派遣していたが、元和元年（一六一五）に勤番の旗本と江戸の家族との通信用として毎月三度、両地を往復する三度飛脚を設け、私的通信の手段とした。

その後、寛文三年（一六六三）に、江戸・京都・大坂の飛脚商が一般私人の通信を取り扱いはじめた。これは道中日程を六日と定めており、俗に定六じようろくと呼ばれ、この定六飛脚がわが国の公衆通信制度の始まりである。このように江戸・大坂間は、飛脚便が絶えず連絡していたが、その他の各地との連絡網は、未発達であった。こうして古代から近世までの通信手段として発達してきた飛脚の制度は、明治維新以後、ようやく全国に網を張る近代的な郵便制度へとバトンタッチをしていくことになるのである。

郵便制度  
への胎動

以上のように、古代の駅制から始まった近世の飛脚制度は、いずれも中央政府の通信手段として発達してきた。これらの信書の伝達方法は、江戸時代になり公用便と民間の請負による二種

類ができたが、料金が高く確実性にも問題があり一般むきではなかった。こうした不便性を解決するために、明治の新政府は、新しい郵便制度を創業し、名実ともに一新してより充実した通信手段として発展させていくことになった。

わが国における郵便の近代的発展の過程をたどる場合、宿駅及び飛脚制度が、順次進展し具体化して、内容が一層整備されてきたことは前述の通りであるが、こうした段階的発展の結果、新しい郵便制度の確立が可能になったといえよう。

新式郵便がスタートする以前において、信書を届ける業務として飛脚制度があり、それは郵便創業後も並行して継続されていたが、郵便が新式という言葉で表現されたのは、古くからあった飛脚制度に対して用いられたものである。飛脚は、東京・京都・大阪の三都を結ぶものの他に、要所を結ぶ特定の地域内の利用に限定されたものがあつた。こうした折から、時代的要求により対外的に進捗することが考えられるようになった。

安政五年（一八五八）六月、日米修好条約が、七月にはオランダ・ロシア・イギリス、九月にはフランスとも修好条約が締結され、外人の在留者が増加した。万延元年（一八六〇）、イギリスはこれら居留民と本国との通信のため、長崎・横浜に郵便局を設けた。その後、フランスも慶応元年（一八六五）六月に横浜局を、アメリカもまた慶応三年（一八六七）に横浜局・長崎局を、同四年（一八六八）七月に兵庫局を設置した。外国人による公営の郵便制度がスタートしたわけである。

遣欧使節団など、幕末に欧米に渡航した人々は、電信及び郵便制度に驚嘆している。

木村鉄太の『航米記』には、「屋内に伝信機というものがある。これは飛脚や早馬のように面倒くさくなく、

瞬間にして百里千里の遠くに便りをすることができ、また福沢諭吉は『西洋事情』の中で、「現今西洋諸国では、海陸縦横に線を張ることあたかも蜘蛛の網のごとくである。たがいに新聞を報じ緊急の消息を通じ千里外の人と対話することができる」といつている。

こうして郵便制度の利便性が知られ、あるいは居留外国人により刺激され、外国公使などによる勧告もあつて、幕府の手で郵便事業を行なおうとする計画が生じてきた。近代的通信施設としての郵便・電信の必要性が必迫してきたのであるが、慶応三年（一八六七）に江戸幕府が倒れたので、明治の新政府がその実行に着手することになった。

**郵便制度の創業** わが国の近代郵便は、郵便の父と呼ばれる駒通権正の前島密が明治三年（一八七〇）六月に、「新式郵便」創業に関する建議を行ない、これを受けた初代駒通正の杉浦譲が郵便創始の準備

に着手したことから始まる。

同四年（一八七二）三月一日（太陽暦四月二十日）、東京・横浜間に開業された郵便事業は急速に発達して、同五年（一八七三）七月には北海道の一部を除き全国にわたって実施され、同六年（一八七三）四月一日には郵便料金を全国均一とし、五月一日には郵便事業を国営の事業とした。

ここで政府がいろいろな事業を整備していく経過の一端を知る上で、前島密の『郵便創業談』からその一節を引用してみたい。

「明治五年四月中、私は東京定飛脚屋総代佐々木莊助氏を召喚した。此人は気力もあり識量もある好男子で、先ず、私を見ると頗る憤激した容子で、二百五十年余我国の通信に功德のあつた事を述べて、政府は之を賞与

すべき筈であるに、却て其事務を奪ひ取らうとするのは、不道理の至りであるといふ事を弁明して、郵便の廃止を強請して止まない。そこで私は従容として、問うて、それならば誠に政府は君等の請願を容れて、通信の事は一切君等の手に任せる事にした処で、茲に水陸両道のある安房のある村に送る信書があるが、君等はいくら賃銭で之を届ける事が出来るかと問うと、彼は一人の人夫を特発しなければならんから、賃銭は一両かかると答へた。私は更に之を鹿児島に送り、又、根室に送るにはどうだと聞くと、彼は特使を發してもむづかしいから、賃銭は何十両かかるか分らないとの事だ。そこで私は一歩進めて一衣帯水を隔つる朝鮮の釜山にはどうだ、支那の上海にはどうだ、と畳みかけて問ふと、彼は啞然として答える事が出来ない。尚、英米にはどうだ、露仏にはどうだと聞くに、茫然として気拔の様で、どうして達しうるか其道を知らないと言って、大に恥入った様子であるから、私は抑も通信といふ者は、国際上に貿易上に又社会上に極めて必要な事であつて、内国は勿論、外国へも通信の設備のある文明国には、遍く達すべき設備がなくてはならない。それを君等の稼業の様に、一地一部を限った通信では、此大目的に適しないといふ事を、徐かに言つて聞かせた。

と述解しているが、この後、定飛脚仲間は陸運元会社を結成していくのであるが、近代国家へ、そして官營独占体制へと先導していく新政府の強い姿勢に恭順していった一例である。

こうして明治五年（一八七二）六月、東京で旧江戸飛脚問屋たちが、駅通頭前島密の指導によって陸運元会社を設立した。従来の飛脚業者は吸収、再編成され、政府の保護を受けて企業を拡大していった。たとえば、物資運送の個人私営を禁じ、営業をする場合は、その傘下に入らねばならないなどの政策によって、運送を一手に引き受け、企業経営の基礎を作り、その上、政府はこの陸運元会社に、各地の郵便取扱所に交付する脚夫

賃や切手売りさばき代金の集金ならびに金子入書状の運送を取り扱わせるなどの対策をとっており、通運事業は郵便事業の必要性によって生まれたともいえる。

この陸運元会社は、明治八年（一八七五）二月に内国通運会社、のちに国際通運と独占的陸運貨物業者へ、さらに昭和十二年（一九三七）十二月、日本通運株式会社へと発展することになるのである。

#### 経済の発展と郵便

通信は人間の意思を伝達することにより、相互間の隔たりを結ぶが、その創設に至る背景の目的達成のための要素が多かったが、これら一部の特権階級の独占的形態から時代を経るにつれて、一般人への利用に広がってきた。

経済圏の拡大により封建制が破られ、次第に資本主義化していく過程において、政府・企業・個人と大別される社会機構が形成され、その相互間が多様化され、複雑なつながりを展開していき、郵便に対する需要は明治以降、経済の発展とともに増大してきた。創業当初はそのほとんどが、政府の命令伝達と各地の諸情報の吸収文書や私信であったが、時代の経過につれ商用通信が増加していく。

特に、戦後、経済の民主化、所得の増大に伴う消費流通の拡大と変化は著しく、たとえば多種多様化して行く政府の発出文書、株式関係書類、ダイレクトメールなどの商用通信の大量発出、小包の増加、あるいは貿易の自由化による外国郵便物の増加などのように、通信と経済の発展は、密接な関係をもつものであるといえよう。

新しい国家組織の成立から、経済の発展と生活環境の変化及び文化面の向上及び団体生活と個人の生活の関

表59 郵便略年表

年号		郵	政	一	般
明治	四	四	二〇		
	々				新式郵便事業創業(東京・西京、七二時間)
	六	三			郵便切手の発行(四八文・一〇〇文・二〇〇文・五〇〇文の四種)
	々	四			全国の郵便役所一、〇〇〇カ所に時計設置
	々	一			全国均一料金・郵便事業の国营
	八	一			郵便はがきを發行
	々	五			外国郵便業務開始(横浜・神戸・長崎)
	一				郵便為替創業・郵便貯金創業(五月)
	一				電信開業
	一八				往復はがきを發行
	二〇	八			通信省徽章を十字形に定める
					明治四年 廃藩置県、新貨条例
					明治五年 鉄道開業
					明治六年 太陽曆実施
					明治一〇年 西南戦後
					明治一八年 内閣制度創設

その主眼の一つは、郵便事業が身近かなものであるにもかかわらず、その創立前後からあるいは今日までの発展の経過について案外知られていない面が多いように思えるので参考に供したい。

式で紹介してみたい。

事業経過  
の概観  
前項までに述べたのは、郵便創業までの経過と創業直後の新政府の郵便事業に対する取り組み方について、その一部にふれたのであるが、本項では創業百年のおもな経過について、略年形式で紹介してみたい。

以下、創業から現今までの郵便事業の百年の重みを理解する糸口に、その推移を記したい。

連性の広がりなどによる複雑な人間関係が発生してくるのであるが、郵便は、それぞれの立場で意思の交換手段として利用されてきた。いずれにせよ、郵便が人間関係を媒介する手段として一部のものでなく、社会の全面に広がりを持つものであり、国民生活の向上に貢献しているわけである。

明治	二三	一二		電話交換開始(東京・横浜)	明治二二年 帝国憲法発布
	二五	六	一九	小包郵便法公布	
	二七	三	九	記念切手(第一号) 明治天皇大婚二五周年祝典	明治二七年 日清戦争
	三二	一二		年賀郵便特殊取扱開始	
	三三	一〇	一	私製はがきを許可	
	四四			速達郵便制度実施(東京・横浜)	明治四四年七月 明治天皇崩御
大正	五	一〇	一	簡易生命保険の創業	大正三年 第一次世界大戦
	八	一〇	一二	航空郵便の創業(東京・大阪)	大正一四年 ラジオ放送開始
	一五	一〇	一	郵便年金の創業	大正一五年二月 大正天皇崩御
昭和	九	四	二〇	第一回通信記念日	昭和三年 ラジオ体操開始
	二四	一	一	郵政省設置、簡易郵便局を創設(七二五)	昭和一四年 第二次世界大戦始まる
	々	一二	一	お年玉つき年賀はがきを発行	昭和二〇年 太平洋戦争終結
	四三			郵便番号制実施、機械化の実動	昭和二八年 テレビ放送開始
	四六			郵便創業一〇〇周年記念祝典	昭和三九年 東京オリンピック大会
	四八	一		郵便貯金預金者貸付制度の創設	昭和四五年 日本万国博
	五一	一		勤労者を対象とする財形定額郵便貯金及び財形貯蓄保険の創設	昭和五〇年 沖縄海洋博覧会開催
	五三	四		通常郵便貯金の利率計算に日割を採用	昭和五三年 日中平和友好条約締結
	五四	三		郵便局における電話交換業務の廃止	昭和五四年 東京サミット開催
	々	二		ふみの日(毎月二三日)を設定	
	五五			郵便貯金キャッシュサービスを開始	
	五六	七		広告つき葉書の発売	
	々			電子郵便の開始	
	五七	一一		絵入り年賀葉書の発行	
	五八	三		京都及び神戸貯金事務センターを設置(改組)	
	五九	七		小包郵便物の集荷サービス	
	六〇	四		絵入り郵便葉書を発行	



明治五年（一八七二）四月、政府は近代国家建設にあたり、それまでの庄屋・名主などの村役人層を、新しく設けた区長・戸長などの地方自治の末端機関に任命したように、地方の名のよく知れた、いわば地方的指導者を経て、明治政府が最大の課題として出現したのが「郵便取扱役」明開花を円滑に進めるための一方策として出現したのが「郵便取扱役」制度である。今日特定郵便局とよばれているのがそれであり、郵政事業は、この特定郵便局制度をぬきにしては考えられないといわれている。

特定局制度の制定 郵便は、電報・電話などとともに国民の社会生活及び経済活動に欠かせない重要な通信手段<sup>メディア</sup>である。国境を越えて世界中のどこにでも届けられ、国際間における社会及び経済の発展や文化交流などに大きく貢献している。本来、郵便は国が企画した事業であったが、国の力だけでは達成しえないことであった。郵便制度を理解し、私財を投じて国策に協力してきた多くの人々の力が、現在までの郵政事業を支えてきたといっても過言ではない。

明治五年（一八七二）四月、政府は近代国家建設にあたり、それまでの庄屋・名主などの村役人層を、新しく設けた区長・戸長などの地方自治の末端機関に任命したように、地方の名のよく知れた、いわば地方的指導者を経て、明治政府が最大の課題として出現したのが「郵便取扱役」明開花を円滑に進めるための一方策として出現したのが「郵便取扱役」制度である。今日特定郵便局とよばれているのがそれであり、郵政事業は、この特定郵便局制度をぬきにしては考えられないといわれている。

昭和	六二	六	くじ付暑中見舞用葉書を発売
	六一	一〇	鉄道郵便局を廃止
	六一	七	衛星放送開始
	六三	四	国債の窓口販売及び国債定額貯金の取扱開始
			昭和六三年 青函トンネル開通



写205 現・竹野郵便局全景

表60 竹野郵便局略史

明治7 <sup>年</sup> 11 <sup>月</sup> 1 <sup>日</sup>	竹ノ浜郵便取扱所として、竹野317番地に置局
10.11.1	貯金取扱開始
18.7.22	竹野422番地に移転
19	タカノ郵便取扱所に改称
25.5.1	内国為替開始
27.2.19	竹野536-2番地に局舎移転
27.11.1	小包開始、外国為替開始
32.4.1	和文電信開始
35	竹野（タカノ）郵便局と改称
37.3.29	和文電報開始
大正5.10.1	簡易保険開始
11.8.6	普通電話通話開始
15.10.1	郵便年金開始
昭和3.9.21	普通電話交換開始
7.4.1	局名、タカノをタケノに改称
13	前局舎を現在の竹野405番地に建築
47.10.25	普通電話交換廃止
49.10.7	現局舎新築落成（私有）
61.8.1	竹野浜においてラジオ体操開催 (3,000人参加)

表61 森本郵便局略史

明治7 <sup>年</sup> 12 <sup>月</sup> 1 <sup>日</sup>	坊岡郵便局開局（郵便事務取扱）
32.3.1	貯金事務取扱開始
32.8.21	市場郵便局と改称
32.12.1	為替事務取扱開始
33.7.1	小包郵便取扱開始
44.2.16	森本郵便局と改称
大正5.7.8	簡易保険事務取扱開始
15.10.1	郵便年金事務取扱開始
昭和5.2.11	電話通話、交換事務取扱開始
10.10.1	電報配達事務取扱開始
16.12.11	竹野村森本499番地に局舎新築移転
47.10.25	電話自動化により交換事務取扱廃止
53.11.13	局舎増改築竣工

日本の郵政事業の礎であり、その主動力となったとまでいわれている特定郵便局制度はこのような時代要請にこたえて創設されてきたのであるが、全国各地の初代局長（郵便御用取扱人）の調査がほとんど行なわれていない現状である。そこで当町内における百年以上の伝統をもつ竹野郵便局および森本郵便局の概要にすこしふれておきたい。

中竹野郵便局	昭和十六年一月十一日	無集配特定郵便局	轟三二二―一番地
局名	開局	局舎所在地	

表64 簡易郵便局

この他に現在、竹野町に三カ所の簡易郵便局が設置されている。

代	氏名	在職	期間	局舎所在地
初	富森 為右衛門	明治 七年十二月 一日	明治 十一年 不明	市場 自宅
2	岡本 与左衛門	明治 十一年 不明	明治 十七年十二月三十一日	〃 〃
3	岩崎九郎左衛門	明治 十八年 一月 一日	明治三十二年 八月三十一日	〃 〃
4	富森 久太	明治三十二年 八月三十一日	明治四十三年 十月 十日	市場三十八番地自宅
5	太田垣九左衛門(誠之)	明治四十三年 十月 十一日	昭和 十年 九月二十一日	森本三十五番地自宅
6	太田垣 貞保	昭和 十年 九月二十一日	昭和二十二年十一月 五日	森本 四九九
7	太田垣 寿子	昭和二十二年十一月 十二日	昭和二十六年十二月 十五日	〃
8	太田垣 貞保	昭和二十六年十二月 十六日	昭和四十七年 六月 三十日	〃

表63 森本郵便局歴代局長(合併当時までの資料)

代	氏名	在職	期間	局舎所在地
初	北村 安右衛門	明治 七年十一月 一日	明治 十八年 七月二十二日	竹野 三二七
2	永田 万造	明治 十八年 七月二十二日	明治二十七年 二月 十九日	〃 四二二
3	織田五平(初代)	明治二十七年 二月 十九日	明治二十八年 七月 二十日	〃 五三六一―二
4	織田五平(二代)	明治二十八年 七月 二十日	昭和 十八年 三月 三十日	〃 四〇五
5	織田 五郎	昭和 十八年 三月 三十日	昭和三十七年 九月 八日	〃 〃

表62 竹野郵便局歴代局長(合併当時までの資料)

中竹野簡易郵便局	昭和六十一年三月二十四日		〃
三椒郵便取扱所	昭和十三年五月二十六日	無集配特定郵便局	三椒村椒二〇七六番地
三椒郵便局	昭和十五年十二月一日		〃
椒郵便局	昭和三十年十一月一日	局名改称	〃 椒一八七一番地
椒簡易郵便局	昭和五十七年九月十三日		〃 椒一六六五―八番地
桑野本簡易郵便局	昭和二十五年十二月十六日		桑野本七八六番地

表65 歴代局長（合併当時までの資料）

局名	代	氏名	在職	期間
中竹野郵便局	初	谷垣長治郎	昭和十六年一月十一日	昭和二十年三月一日
〃	2	安達卷之助	昭和二十年七月二十三日	昭和二十八年三月二十三日
〃	3	安達良一	昭和二十八年六月三十日	現在
三椒郵便局	初	乳原五右衛門	昭和十三年五月二十六日	昭和十八年二月十七日
椒郵便局	2	乳原三好	昭和十八年不明	昭和四十四年七月三十一日
桑野本簡易郵便局	初	三輪福子	昭和二十五年十二月十六日	昭和四十二年三月三十一日

表66 郵便料金変遷表

元号	年	月	日	西暦	書状	葉書
明治	四	三	一	一八七一	一通五匁（一八・七g）まで あて地により異なる 最低賃錢一里以内一〇〇文一里以上一里毎に錢二〇〇文 最高賃錢五〇〇文	東京・京都・大阪間に郵便開業 東京・横浜二〇〇文 名古屋一貫一〇〇文 大阪一貫五〇〇文（一五錢）



第一章 竹野の明治前期

平成									
元	五六	五一							
四	一	一							
一	二〇	二四							
一九八九	一九八一	一九七六							
定形外	定形	定形外	定形	定形	定形	定形	定形	定形	定形
一〇〇円	六〇円	一〇〇円	五〇円	一〇〇円	二五〇円	二五〇円	二五〇円	二五〇円	二五〇円
二〇〇円	六二円	一、七〇〇円	七〇〇円	一、二〇〇円	四〇〇円	二五〇円	二五〇円	二五〇円	二五〇円
四一元	三月末まで三〇円 四〇から四〇円	二〇円	一〇円	一〇円	一〇円	七元	五元	二元	二元
消費税(三%)加税	昭和三十二年二月二五日 郵便貯金自動支払機取扱開始	昭和五二年二月一四日 簡保業務総合機械化実施	昭和四二年七月一日 郵便番号制度実施	昭和四一年七月一日、第一種に定形、 定形外及び簡易書留を新設	昭和四二年七月一日 郵便番号制度実施	昭和四二年七月一日、電々公	お年玉年賀はがき	昭和二七年八月一日、電々公	昭和二六年六月一日 小包(三円)発行 電信、電話料金も四倍に値上げ

(3) 電信と電話

電信の開設

明治元年（一八六八）九月、神奈川県判事兼横浜外国官判事であった寺島宗則は、東京・横濱間の電信建設を政府に献策し、又、伊藤博文（のちの兵庫県知事）も、同年十一月に、大阪・神戸間に電信開設の計画を提出した。政府は政治的・軍事的にも電信の必要性を感じて、電信建設を寺島宗則に一任し、同年十二月に電信の官営を決定した。

寺島は、外国技術の導入を考え、イギリスのブラントン技師を介して、英国電信技師ギルベルトが日本政府に雇い入れられ同二年（一八六九）八月に来日し、同月には横浜燈明台役所から横浜裁判所間に日本最初の電信が架設され、官用通信の取扱いが開始された。ついで九月十九日には横浜・東京間に架設工事開始、同年十二月二十五日（一八七〇年一月二十六日）から公衆電報が開始された。

同三年（一八七〇）八月、大阪・神戸間が開業するなど、電信線路の建設は着々と進み、翌四年（一八七二）八月には横浜から長崎間が着工され、同六年（一八七三）二月十七日に完成して、公衆電報が開始され四月二十九日には東京・大阪から長崎を通じて海外へ電信を発する経路が開かれた。いっぽうこの間に、東京・青森間及び青森・小樽間が着工されており同八年（一八七五）三月に完成し、北海道から九州に至る幹線が開通したのである。さらに、西南戦役で九州を一周する幹線が完成され、同十年（一八七七）を前後して電信線は飛躍的伸張をみるのである。いっぽう、四国・山陰・北陸・奥州方面へも電信は伸びて、同十五年（一八八二）ころでほぼ全国主要幹線網が完成をみたのである。

電信取扱いの現業機関は、当初は伝信機役所と呼ばれたが、同二年（一八六九）十二月には伝信局と改名、

さらに同五年（一八七二）四月には電信局と呼ばれた。同十一年（一八七八）東京に電信中央局を設けて全国電信の中心とし、同十六年（一八八三）には大阪に西部電信中央局を設けて、大阪以西各局の通信中継局とした。竹野郵便局に和文電信が設置されたのは、同三十二年（一八九九）四月一日であり、この年の暮から年賀郵便の取扱いが開始され、ついで和文電報の取扱開始は、日露戦争開戦直後の同三十七年（一九〇四）三月二十九日のことである。

同三十六年（一九〇三）サンフランシスコ・ハワイ・ミッドウエー・グアム島・マニラ間の海底線が敷設され、既設のマニラ・香港線を経由して日本とアメリカの連絡が可能となり、同三十九年（一九〇六）八月にはグアム島から日本（川崎）へ海底電線が敷設完了され、ここに日米間の直接連絡が開始された。

一八四三年米国で最初の電信が開通してから六十余年にして、日本と米国間の電信の開通と、日本国内の電信線網が完成をみたのである。

電話の開 次にもう一つの近代的通信手段としての電話について述べてみよう。

通と発達 一八七六年、アメリカのグラハム・ベルが電話を発明してから、以降一八七七年には、ドイツの官営電話が設置され、一八七九年には、イギリス及びフランスで電話交換が開始されるなど、急速に世界各国に普及していくのであるが、わが国では、ベルの電話発明の翌年、明治十年（一八七七）十二月に、工部省と宮内省間に架設された公用電話がその最初である。

同十八年（一八八五）十二月二十二日、太政官が廃され内閣制度が成立して、通信省が新設されるにあたって、通信及び陸海運の業務を統一して管掌する最高官庁として発足したのであり、以後、通信行政は一元化し



て運営されることになった。同十一年（一八七八）五月に内務省・警視本署間に、同年九月に大阪府庁・江戸堀警察本署内に電話が架設されるなど、官用及び警察通信として実用化をみたが、一般公衆通信が開始されたのはその後、一二年を経た同二十三年（一八九〇）十二月十六日（東京―横浜間）のことであった。

その後、日清戦争をはさんで電話拡張事業は一時中断するが、同二十六年（一八九三）三月、大阪市・神戸市に、同三十年（一八九七）五月に京都市、同三十二年（一八九九）には東京と大阪間に長距離市外電話線が完成するなど、日清戦争の勝利によって獲得した巨額の賠償金の一部で、通信機関の整備拡張がはかられることになり、大正元年（一九一〇）には全国の主要都市のほとんどが電話交換あるいは通話の取り扱いを開始することになった。

終戦前後、ほとんど疏通能力を喪失した電話回線も昭和二十一年度ではほぼ回復をみている。同二十七年（一九五二）八月一日、日本電信電話公社が創設され、それまで国営であった電信電話事業は電気通信省から公社へ移行した。その後、市外通話の自動即時化がはかられるなどのめざましい躍進をとげることになる。

竹野郵便局の電話通話の開始は、一般公衆電話が東京で開始された明治二十三年（一八九〇）から、三二年を経た、大正十一年（一九二二）八月十六日のことであり、電話交換作業の開始は昭和三年（一九二八）九月二十一日であった。

森本郵便局の電話の通話開始は、昭和五年（一九三〇）二月十一日であり、四二年間交換作業が継続されたが、電話自動化に伴い、同四十七年（一九七二）十月二十五日廃止され、竹野郵便局の電話取扱業務の廃止も同日日であった。

## 第二章 竹野の明治後期

### 第一節 地方自治の確立

#### (1) 明治憲法下の新村

竹野村・中竹野村・  
奥竹野村・三椒村の誕生

明治二十一年（一八八八）町村制公布に伴い、従来の戸長制度が廃止され、町村制に移行するのであるが、さしあたり村そんの名称が必要であった。どうして竹野村・

中竹野村・奥竹野村・三椒村という名称が生まれたかを考察してみたい。

竹野谷の各村は、古来、年代により天領、藩領が何度か交替されていたが、天保七年（一八三六）久美浜代官の支配地となり、翌年には久美浜代官和田主馬により竹野谷の村々は上組・中組・下組に分けられた。

明治二十二年の村制施行にあたり、海岸側から旧郷名をつけて、竹野村、中竹野村、奥竹野村と順次付名したようである。

三椒村は明治二十二年、村そんを構成するおもな村（三原と椒）の一字ずつをとり三椒村とした。しかし、この村名については、奥竹野村に関しては不満のあったことがうかがわれる。次の史料をみてみよう。

#### 建議

一、本村の名、奥竹野村ヲ上竹野村ト改称シ、大正六年四月一日ヨリ実施スル件、奥竹野村会ニ提出セラ